

JAPAN HUNTERS ASSOCIATION

日 獵 會 報



第 43 号
平成29年9月1日



一般社団法人 大日本獵友会



日猟会報

第43号 平成29年9月1日

目次

会長挨拶-----	1
特集1 ズビエ利用拡大の推進-----	2
特集2 ドローン活用調査-----	6
特集3 狩猟ニュース -----	8
トピックス 狩猟の話題	
南アフリカ -----	12
トピックス レンジャーだより	
尾瀬-----	14
平成28年度事業報告等-----	16
お知らせ-----	23
書籍紹介-----	24
狩猟グッズ紹介 -----	25
大日本猟友政治連盟の活動報告 -----	26
統計資料-----	28
共済だより -----	34
「ポスターの女性（ひと）」紹介-----	48

会長挨拶



全国の大日本猟友会構成員の皆さま

9月に入りようやく涼風が渡る季節となりました。秋風は猟期が近づく兆しですので、胸が高鳴る方も多いと存じます。

平成29年度の会報をお届けします。

さて、平成24年4月に公益法人改革に伴う一般社団法人化を行った本会は、今年で6年目を迎えました。昨年は長年の懸案であった会費（構成員納入金）額の見直し（値上げ）を行い、これにより本会の財政基盤の安定化が図られ、担い手育成確保や安全狩猟対策等の課題への取組み強化の実現につなげることができました。構成員の皆様のご理解・ご協力に心より御礼を申し上げます。

ご承知のようにニホンジカ・イノシシなどの増加による自然環境や農林水産業への被害が拡大し、その捕獲が各地域で大きな問題となっています。また、昨年からはツキノワグマの市街地等への出没が増加し猟友会が出勤する事態が相次ぐなど、狩猟者そして猟友会に対する社会的な関心はこれまでになく高まっています。ハンターオレンジの猟友会ベストで出勤する猟友のニュー

スを見るにつけ、事故の無いようにと心配する一方で、大変誇らしくも感じているのは私だけではないものと思われま

しかし、最近一部の猟友会支部における鳥獣捕獲報奨金不正受給の発覚や特別天然記念物コウノトリの誤射の報道が世間を騒がすなど、猟友会活動に対する世間からの厳しい眼を意識せざるを得ない事態が発生しています。また、ハンターの高齢化と減少が言われて久しいところですが、わな猟免許の構成員は近年増加しているものの、銃猟免許の構成員は昨年度も減少し、近い将来本会構成員の減少に限らず全国的にハンターが大幅に足りなくなる事態が現実のものとして強く意識されます。

このため、今年度は、従来の狩猟事故の防止や安全狩猟の推進はもとより、銃刀法等の銃猟に関する各種規制の緩和や初心者を対象としたハンティングスクール（仮称）の開設などの狩猟に関する普及啓発やハンターの養成に、各都道府県猟友会と連携してより積極的に取り組んで参ります。また、懸案であった猟友会ベスト・帽子のデザインを20年ぶりに一新し、より視認性や使い易さを向上させます。

今後とも、構成員の皆様のさらなるご支援・ご協力をお願い申し上げる次第です。

まもなく猟期が始まります。

結びに、狩猟は何と言っても無事故無違反が基本です。ルールを守って楽しくかつ安全な狩猟の実践を呉々もお願い申し上げます、挨拶といたします。

平成29年9月

一般社団法人大日本猟友会
会長 佐々木 洋平

ジビエ利用拡大の推進

有害鳥獣駆除等で捕獲したニホンジカ・イノシシのジビエとしての利用率は極めて低い現状であり、その利活用が大きな課題となっています。

このため、今年1月から、総理大臣官邸主導でジビエ利用の拡大の取組みが新たに開始されました。

大日本猟友会では、官邸からの強い要請を受け、狩猟者の関わりが大きな課題の一つであることから、佐々木会長のリーダーシップの下、関係省庁への提言や当会自らジビエに関するイベントを企画するなど、ジビエ利用の拡大に積極的な協力を行っています。

○ニホンジカ・イノシシの利用の現状

野生鳥獣の肉（ジビエ）は、従来「自家消費」という形で狩猟者が自ら処理し食べることは一般に認められており、いわばジビエを食べることは狩猟者の特権でした。また、北海道や長野県などの一部の先進地では、道県が独自のガイドライン等を定め、販売が可能となっていました。一般には食品衛生法の規制があり販売は認められていませんでした。

このため、厚生労働省は平成26年11月に「野生鳥獣肉の衛生管理に関する指針（ガイドライン）」を作成・公表し、その基準に適合した食肉処理施設で処理されたものは販売が可能となり、最近のジビエブームもあり流通の拡大が図られ、ジビエを提供する飲食店は増加していると考えられます。

しかし、イノシシは狩猟期に獲ったものは脂が乗り、西日本では古くから名物になっている地域もありますが、夏のシシ肉は臭いが強くなります。また、気温の高い時期は大腸菌の繁殖が早く、狩猟期以外に実施されることの多い有害鳥獣駆除により捕獲されたニホンジカ・イノシシについては、やむなく廃棄処分（埋設又は焼却）されるものが多く、農水省の調査では流通に回るものは1割程度と言われています。狩猟者としては、獲った命はありがたく頂くというのが基本ですので、忸怩たる思いを抱いている方も多いことと思われれます。

○ジビエ利用拡大の必要性

一方で、全国的に地方創生の取組みが進められる中、ニホンジカ・イノシシの生息が多い中山間地域にあっては、自然資源であるジビエはいわば地域の特産品であり、特にシカ肉は高タンパク低脂肪とヘルシーな食材でもあり、それらの利用拡大は、地域振興や資源の有効活用の上でも大きな課題となっています。

既に都会ではジビエを提供するレストランが増え、また、地方でもイノシシやシカ肉料理を看板にしている道の駅などが多くなっていますが、材料の安定確保や肉質の均一化、価格安定などの課題があり、その拡大はなかなか簡単ではありません。また、ジビエを供給する処理場は、市町村が国の補助金を受けて設置した小規模なものが多く、その多くが赤字経営とされています。

○関係省庁連絡会議の設置及び活動

このため、総理官邸の主導により、野生鳥獣による農作物被害など地域への被害を防止するとともに、農山村地域における所得向上を図り、地方創生を実現することを目的として、これまで個別に行われていた施策を統合して、関係省庁の緊密な連携確保により実効ある方策を検討するため、内閣府に「ジビエ利用拡大に関する関係省庁連絡会議」が設置され、本格的な取組みを開始しました。

4月には総理官邸においてジビエに関する有識者ヒアリングが2回開催され、2回目の4月27日には、佐々木会長が猟友会として捕獲を担う立場から、捕獲・回収方法の改善をはじめとする意見発表（プレゼン）を行いました。

また、農林水産省では、6月5日に内閣官房、厚生労働省、環境省の職員も併任とする省庁横断的な「捕獲・ジビエ利用拡大推進室」を農村振興局に設置し、ワンストップ窓口の開設やジビエ利用拡大専門家チームの設置など、これらに対応した体制を構築しています。



4月27日の第2回連絡会議
(手前側左から3人目が佐々木会長)

○農水省の対応方針

農水省では、関係省庁連絡会議の設置を受けてジビエ利用拡大のための方針の策定に着手し、5月23日には早速農林水産業・地域の活力創造本部が対応方針等を公表しました。(以下の資料7等を参照)

平成30年度予算の概算要求の締切りは8月末です。本誌発行時には既に要求内容が公表されていると考えられますが、捕獲から搬送・処理加工がしっかりつながった全国12地区程度のモデル地区の整備にこの夏から着手し、31年度からの本格稼働を目標として整備を進めていく計画となっています。

特に、狩猟者の関わる捕獲・処理段階においては、捕獲個体の搬送・保管方法の改善や捕獲支援策の見直し・創設などを行うこととしています。また、その他にも、流通ルールの策定や安全性・衛生管理の向上、ジビエ利用の広報強化、幅広い需要の開拓、人材の育成なども行うこととしています。

ジビエ利用拡大に関する 関係省庁連絡会議の構成員

29.3.7 内閣総理大臣決裁

議長 内閣官房長官

副議長 農林水産大臣

構成員

内閣官房内閣審議官(内閣官房副長官補付)

厚生労働省医薬・生活衛生局生活衛生・食品安全部長

農林水産省大臣官房総括審議官

農林水産省食料産業局長

農林水産省農村振興局長

林野庁次長

観光庁次長

環境省自然環境局長

資料7

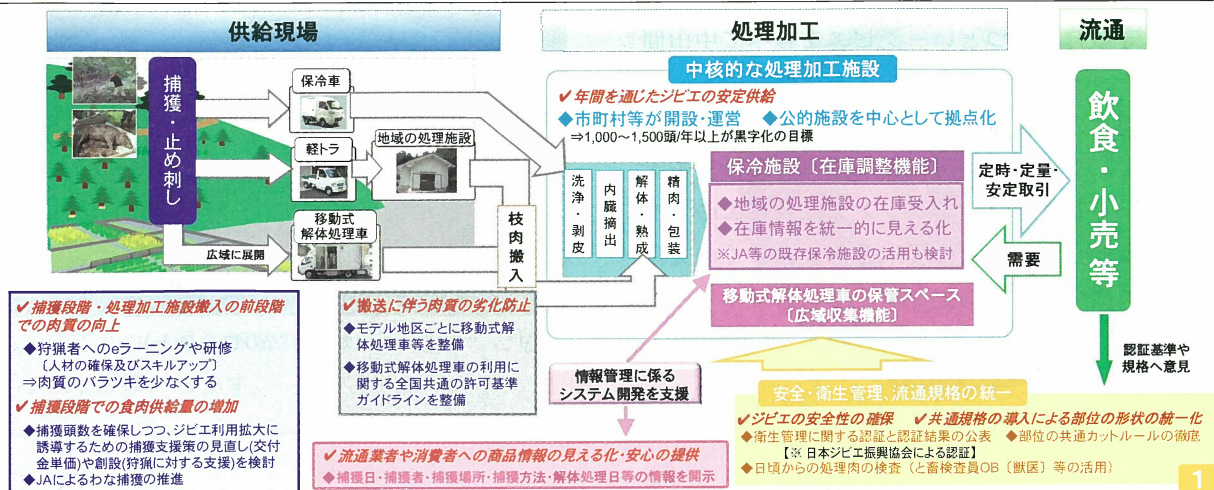
ジビエ利用拡大に関する 対応方針—モデルとなる地区を整備(全国で12地区程度)— 農林水産省

○ビジネスとして持続できる、安全で良質なジビエの提供を実現するため、捕獲から搬送・処理加工がしっかりとつながったモデル地区を12地区程度整備する。29年夏から着手し、30年度に整備。31年度から本格稼働。

- ✓ 先進的な地域7か所程度を、まず、モデル地区として整備。
- ✓ さらに、7か所程度のほか、野生鳥獣を利用して農村地域の所得に変えていく、やる気のある地域において、5か所程度モデル地区を拡大。

○モデル地区では、以下を実現。

- ①【捕獲・搬送】 捕獲頭数の確保と、食肉利用量の増加や肉質の向上 **<人材の確保及びスキルアップ>**
搬送に伴う肉質劣化を防止 **<モデル地区ごとに、移動式解体処理車等を整備>**
- ②【処理加工】 処理加工におけるジビエの安全性確保 **<衛生管理の認証を新設>**
年間を通じたジビエの安定供給 **<在庫調整を可能とする保冷施設の整備>**
- ③【流通・消費】 部位の形状の統一化 **<共通カットルールを導入>**
流通業者や消費者への安心の提供 **<商品情報の見える化>**



ジビエ利用拡大に関する対応方向

- 捕獲鳥獣のジビエ利用は大きな可能性を秘めており、外食や小売を始め、農泊・観光や学校給食、更にはペットフードなど、様々な分野において、ジビエの利用拡大が加速するよう、政府として全力で取り組む。
- 具体的な目標として、30年度にジビエ利用のモデルとなる地区を12か所程度整備し、ジビエ利用量を31年度に倍増させる。

供給現場・処理加工	流通	需要（消費）
<p>～まずは、「成功例」をつくる～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ 全国のモデルとなる取組を実践 <ul style="list-style-type: none"> ● 安全・安心、通年・定量、定品質といった消費ニーズに即応したジビエの安定供給により、自立可能な経営を実現。 【H30年度に地区を整備】 【H31年度～ 運用】 ■ 捕獲強化とジビエ向け捕獲個体の集荷率向上 <ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲頭数を確保しつつ、ジビエ利用拡大に誘導するために交付金単価の見直しを検討。 【H30年度以降】 ● 「移動式解体処理車」により、遠方からの搬入でも肉質を劣化させない環境を整備。 【H29年度～】 ■ ジビエビジネスを担う人材の育成 <ul style="list-style-type: none"> ● 場所や時間を問わずに学べる「eラーニング講座」を開講。 【H29.5月～】 ● 処理加工施設へ全国食肉学校等から講師を派遣。 【H30年度以降】 	<p>～ジビエの在庫調整とルールの策定～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ジビエ在庫情報の見える化 <ul style="list-style-type: none"> ● 実需者が求めるジビエの供給可能量や時期、価格等の情報を提供。 【H29.10月を目途に提供開始】 ■ 共通ルールの普及 <ul style="list-style-type: none"> ● 円滑な取引の実現に向けて、肉のカットルールや情報表示ルールをモデル施設で試行導入。 【H29.7月取組開始】 ■ ジビエコーディネーター <ul style="list-style-type: none"> ● 捕獲から販売に至る体制づくりや各種相談に応じた助言・指導を行うジビエコーディネーターを設置。 【H30年度以降】 	<p>～幅広い需要の開拓～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ジビエ情報の発信、広報PR <ul style="list-style-type: none"> ● 「全国ジビエレストランマップ」や「イベントカレンダー」など、ジビエが分かる情報を発信。 【H29.8月提供開始】 ● 「ジビエ料理コンテスト」で家庭向けレシピを50品選定し、日本ジビエ振興協会のWebサイト等で広く発信。 【H29.2月～】 ■ 外食・小売・農泊・学校給食 <ul style="list-style-type: none"> ● 飲食店やチェーン店バイヤー向けにジビエの魅力をPR：「外食ビジネスウィーク2017」 【H29.5月・8月】 ● 全国主要都市(9ブロック)で「農泊シンポジウム」を開催し、ジビエの活用をPR。 【H29年度前半】 ● 安価・安全で美味しい給食メニュー開発：「ジビエ料理コンテスト(学校給食部門)」 【H30.2月】 ● 真空低温調理法により、使いにくい部位も「おいしく」「安全」に調理・提供。 【取組中】 ● ジビエ調理のプロフェッショナルを育成：全国各地で「ジビエ料理セミナー」を開催 【H29.9月～】
安全性・衛生管理		
<p>～「安全・安心に対する責任」への意識改革～</p> <ul style="list-style-type: none"> ■ ジビエ処理加工施設の衛生管理認証 <ul style="list-style-type: none"> ● モデル的な処理加工施設※で、ジビエの衛生管理に関する認証制度案を試行導入 【H29.7月取組開始】 ※長野県富士見町、愛知県設楽町、和歌山県和歌山市・古座川町、鳥取県若桜町、岡山県美作市、鹿児島県阿久根市 ● 移動式解体処理車に係る営業許可の基準に関するガイドライン策定を検討 【H29年度実証調査終了後、検討開始】 		

<ジビエ利用拡大に向けた推進体制の強化>

- 農林水産省においてジビエ利用拡大推進体制を整備するとともに、厚生労働省や環境省等の関係省庁との連携を強化。
- ジビエ利用に意欲的に取り組む地域からの相談や要望に対応するため、民間等のノウハウを活用し、官民連携した支援体制の構築を検討。

2

○大日本猟友会の対応

大日本猟友会では、関係省庁連絡会議のヒアリングにおいて佐々木会長が提言を発表するとともに、農水省に対しアドバイスを行ったり、菅官房長官にも提案（提案内容は次頁参照）を行うなど、こうした政府の取組みに対し積極的な協力を行っています。

また、連絡会議設置に先立ち、1月30日には、自民党本部において、東京都や三重県、岐阜県、高知県、長崎県の各猟友会の協力を受けて、「自然と農林業を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」と題したイベントを急遽開催し、自民党・公明党の国会議員や関係省庁、マスメディアの関係者に、ジビエの利用拡大と狩猟者の役割を大いにアピールしました。イベントではジビエの食べ比べや模擬銃、ドローンの展示も行い、多くの先生方にジビエについての関心を高めていただいたと考えています。



(シカロースのロースト)

自由民主党 「食料産業調査会」

成長産業化委員会委員長
林 芳正
事務局長
二之湯武史

国産ジビエ生産・流通に関わる企業及び団体からのヒアリング

全日本司厨士協会、日本エスコフィエ協会、
日本イタリア料理協会、イオングループ、
日本ハム、ペットフード大手会社、
大日本猟友会 等

- ① 捕獲したシカ等の処理施設への搬入等の改善
- ② 捕獲したシカ等の屋外での放血及び内臓摘出
- ③ 狩猟者及び獣肉処理施設に関する認証及び登録制度
- ④ ト体(捕獲)から販売までを通したトレーサビリティの確立
- ⑤ 捕獲したシカ等の獣肉処理施設での全頭無償受入れ
- ⑥ ジビエ精肉の流通規格統一及び流通改善
- ⑦ ICT活用による販路拡大及び普及広報活動の強化
- ⑧ 捕獲獣有効活用奨励金制度の創設
- ⑨ 価格の適正化及び明確化
- ⑩ 東京オリンピック(アスリート)でのシカ肉の活用

(農林水産省関係の法人の活用を含む)
社団法人の設立

(佐々木会長からの菅官房長官への提案)



(自民党本部前でのセレモニー)



(ジビエを試食する自民党二階幹事長(鳥獣議員連盟会長))

○結びに

大日本猟友会では、このようなジビエ利用拡大に関する政府の取組みに協力するとともに、積極的なアドバイス等を今後も引き続き行って参ります。

構成員の皆様におかれましても、それぞれの地域において、捕獲個体の迅速な処理・運搬や利用率の向上、ジビエの一層の普及などに、ご理解・ご協力をよろしくお願いいたします。



(脂の乗ったイノシシ肉)

小型無人航空機(ドローン)を活用したシカ等の生息状況調査

大日本猟友会では、小型無人航空機(ドローン)の特性にいち早く着目し、昨年度よりドローンを活用したニホンジカ等の生息状況調査手法の確立に向けて取組みを行っています。

28年度は、次の調査などを実施しました。

- ①大日本猟友会自らが調査費を支出し、鹿カウンターシステムの画像解析技術とドローンパイロットを有する(株)スカイシーカー(東京都)と共同で、岩手県大船渡市(五葉山地区)と島根県邑南町において、調査手法の実証調査を実施
- ②調査進展を図るため、(株)スカイシーカーや東京都あきる野市などと共同して「野生鳥獣対策コンソーシアム」を構築し、農水省の革新的技術開発・緊急展開事業(うち地域戦略プロジェクト)に応募し、約1億円(3年間)の研究費の獲得に成功し、①の2地区に加えあきる野市においても実証調査に着手
- ③猟友会会員によるドローン調査実施に備えるため、ドローン操縦技術者養成のモデル事業として、岩手県及び島根県において、若手会員を対象とした初期講習会を開催(地元猟友会に練習用のドローンを貸与)

大船渡市の五葉山地区で実施した実証調査の概要

○調査の目的

主に夜間にドローンの自動航行を行い、赤外線カメラによるシカ撮影の可能性の検証及び1週間前後の期間での調査可能範囲の確認

○調査期間

平成28年12月5日～10日

○調査内容等

- ・五葉山は、岩手県沿岸最高峰の山で、シカの猟場として著名
- ・山を熟知する地元猟友会員の経験則を参考に、シカの餌場や水飲み場、寝床などを予め予測し、始めに五葉山南側の5つのポイントを調査場所として選定
- ・ドローンの飛行計画を策定し、周辺的安全確認を行いながら夜間調査時のルートを事前に飛行させ、自動航行させるための細かなルートを設定(高度、速度、範囲等)
- ・その後、昼間に設定した飛行ルートにより、日没後から夜明けまでのシカの活動が活発になる時間帯に、2名のパイロットが地元猟友会員の助言を受けながら繰り返し飛行を実施



(ドローン搭載の赤外線カメラによる夜間のニホンジカの群)

○調査結果

- ・シカの群れを複数箇所で見回りし、その後撮影データをもち帰り画像解析を実施
- ・6日間(下見を含む)の撮影でシカ20頭を確認。調査範囲は東京ドーム15,000個～20,000個分の面積。ドローン飛行回数69回、総飛行時間約550分。
- ・人里に近いシカはドローンが上空を飛行しても見上げる素振り程度だが、山頂に近いシカほどドローンの光や音に気が付くとさっと逃げる行動習性を確認

今年度のドローン関係事業の調査等の計画

平成29年度は、野生鳥獣対策コンソーシアムとして、農水省の研究費による実証事業を、岩手県、島根県及びあきる野市等で進め、調査手法とニホンジカの生息域マッピング手法の確立に努めます。

また、猟友会会員のドローン操縦技術者の養成を一層促進するため、ドローン技術者養成のための初期講習会を全国11ヶ所で開催する計画であり、昨年全国に先駆けてモデル事業として講習会を開始した岩手県、島根県においては、次のステップである、ドローンの操縦パイロット認定資格講習会を開催する予定です。

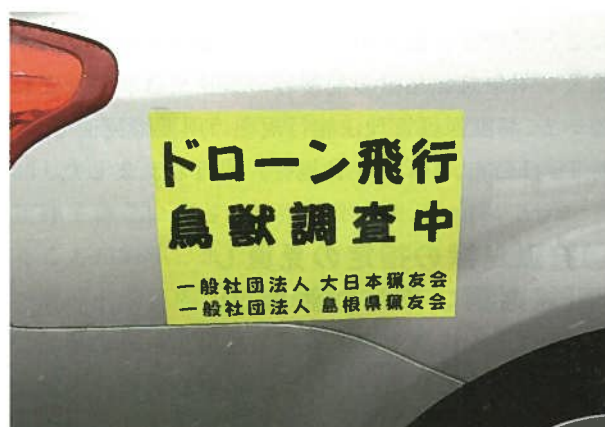
今後のドローン利活用の展望

我が国のドローンの市場は年々拡大傾向にあり、現在さまざまな民間企業が製品や利用技術の開発や利活用方を競っています。平成29年はまさに「産業用ドローン元年」と呼ばれており、ドローンの使用用途が、今までの空撮中心から測量や観測、災害対策等に大きく変化しようとしています。

大日本猟友会では、いち早くドローンを野生鳥獣の生息状況調査に取り入れた先駆者としての自負を持ち、世界のドローンをリードする株式会社DJIや関係民間事業者と連携しつつ、具体的なドローン活用方策の確立、実証を図り、今後も野生鳥獣調査分野での活動をリードしていきたいと考えています。

今後、全国で頻りに発生する大規模災害等でドローンが必要とされた場合、ドローン操縦の認定資格を持つ猟友会会員がドローンを携えいち早く現場に必要な現地調査を行い、地域防災に大きく貢献する、そんな日の到来も期待されます。

(取材協力：(株)スカイシーカー)



(島根県での調査の様子)



狩猟ニュース1

狩猟鳥獣等の見直し

環境省では、鳥獣保護管理法第3条に基づき環境大臣が策定する「鳥獣の保護及び管理を図るための事業を実施するための基本的な指針」の5年ごとの見直しに当たり、法規制の対象となる狩猟鳥獣の見直しなどを行っています。

今般、平成28年10月にこの基本指針を見直したことを受け、以下のとおり、狩猟鳥獣の指定の解除及び対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止又は制限などについて、鳥獣保護管理法施行規則の所要の見直し（7月15日公布、9月15日施行）が行われました。

○狩猟鳥獣の指定の見直し （規則第3条、別表第2）

- ・チョウセンイタチは、長崎県対馬市以外の地域では外来種であること、体サイズから非狩猟鳥獣であるイタチ（メス）と判別が可能であると考えられることから、「オスに限る」を削除し、雌雄ともに狩猟鳥獣とする。

改正前	改正後
チョウセンイタチ （オスに限る）	チョウセンイタチ

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の禁止の見直し （規則第10条第1項）

- ・現行において捕獲等の禁止をしている狩猟鳥獣について、捕獲等を禁止する期間を引き続き5ヶ年間延長する。（九州地方のツキノワグマについては、絶滅したと評価されていることから禁止区域から削除）
- ・チョウセンイタチは、長崎県対馬市の個体群が、環境省レッドリストではNT（準絶滅危惧）、長崎県レッドリストではLP（絶滅のおそれのある地域個体群）とされているため、新たに捕獲等を禁止する。

対象種	捕獲禁止地域	捕獲禁止期間
チョウセンイタチ	長崎県対馬市	平成29年9月15日から 平成34年9月14日まで

対象種	捕獲禁止地域	捕獲禁止期間
ヤマドリ（亜種コシジロヤマドリを除く）の雌及びキジの雌（亜種コウライキジを除く）	全国（ヤマドリの雌及びキジの雌の捕獲を目的に含む放鳥獣猟区の区域を除く）	平成29年9月15日から 平成34年9月14日まで
ヒヨドリ	東京都小笠原村、 鹿児島県奄美市 及び大島郡並び に沖縄県	同上
ツキノワグマ	三重県、奈良県、 和歌山県、島根県、 広島県、山口県、 徳島県、香川県、 愛媛県及び高知県	同上
シマリス	北海道	同上

○対象狩猟鳥獣の捕獲等の制限の見直し （規則第10条第2項）

- ・現行において捕獲等を制限しているニホンジカについて、指定管理鳥獣に指定されたことや積極的な捕獲の方針を打ち出していることから、頭数制限を解除する。

改正前	改正後
ニホンジカの捕獲等の数の 一日当たりの上限：一頭	（削除）

○対象狩猟鳥獣の保護に支障を及ぼす猟法の 禁止の見直し（規則第10条第3項第12号）

- ・クロスボウ（ボーガン）による負傷個体の懸念があることから、「弓矢」を「矢」と改正し、吹き矢に規制を加えるとともに、クロスボウの規制を明確化する。

改正前	改正後
弓矢を使用する方法	矢を使用する方法

狩猟ニュース 2

捕獲鳥獣の確認方法の統一

鳥獣被害防止緊急捕獲活動支援事業（農水省）で捕獲されたニホンジカやイノシシの確認方法については、これまで担当者が捕獲現場に直接赴き捕獲した鳥獣を現地で確認することを基本としつつ、地域の実情に応じて実施市町村ごとに定めることとされており、全国で統一はされていませんでした。

大日本猟友会では、このままでは二重、三重の請求が可能となる虞があることから、平成 27 年より農水省に対し全国的に同一の方法に統一するよう要請していますが、地域の意見がまとまらないことから、農水省ではなかなか対策に乗り出すことができませんでした。

しかし、残念ながら本会の懸念が現実のものとなり、本年 1 月には鹿児島県霧島市でニホンジカ捕獲奨励金の虚偽申請及び不正受給が発覚し、これが全国に報道されました。適正な捕獲確認を行っている他都道府県の猟友会支部や会員に対してまでも、一般から不正の疑いがあるような目で見られることが発生したのは、極めて遺憾です。

このため、農水省では、全事業実施主体に対して「鳥獣被害防止総合対策交付金における捕獲確認方法等に関する全国一斉点検」を実施し、6 月 30 日に結果を発表しました。

点検の結果では、市町村担当者による捕獲個体の現地確認を実施しているのは約 2 割（159 協議会等）、写真や証拠物による確認は約 8 割（770 協議会等）であり、後者のうち、140 協議会等は、1 頭の個体を複数体捕獲したものとしていないことを確認していない、証拠写真の撮り方についてルールを定めていないなど、捕獲確認方法が一部不十分であることが判明しました。

農林水産省及び環境省（指定管理鳥獣捕獲等事業）では、全国一斉点検の結果等を踏まえ、虚偽申請の未然防止の強化を図るため、捕獲確認方法の全国統一のルール化を図り、速やかに必要な改善措置を検討、実施する予定であり、現場の捕獲事業参加者の理解・協力が求められています。

大日本猟友会としては、今後とも農水省や環境省に対し適切な助言等を行って参ります。



（世界自然遺産・屋久島の高層湿原で採食するヤクシカ）

狩猟ニュース 3

狩猟の魅力まるわかりフォーラムの開催

環境省では、ハンターの減少による鳥獣保護管理の担い手不足に対処し、狩猟や鳥獣保護管理に対する意識・イメージの形成を促進するため、都道府県や都道府県猟友会の協力を得て、平成24年度より「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」を全国各地で開催しています。

大日本猟友会では、当初から当フォーラムを後援

するとともに、特に28年度からは、フォーラムに協賛して猟具の展示実演や狩猟免許取得相談会、ジビエ試食などのサイドイベントを実施する猟友会に対し、助成を行うなど支援を図っています。

平成28年度のフォーラムは、次の3か所で開催され、どの地区も多くの若者を中心に大変な盛況でした。

会場	期日	来場者	主なサイドイベントの内容
鹿児島市 天文館ベルク広場	28.11.6	約540人	狩猟免許相談、ジビエ紹介・試食、猟具展示（猟友会）、図書販売他
香川県高松市 サンポートホール高松	28.12.17	約470人	狩猟免許相談、ジビエ紹介・試食、猟具展示（猟友会）、ICTシステム紹介、グッズ・図書販売他
広島市 広島産業会館	29.2.5	約430人	狩猟免許相談、狩猟相談・模擬銃操作体験・わな具展示・ジビエ試食（以上、猟友会）、ジビエ・革製品紹介、ICTシステム紹介、グッズ・図書販売他



若手ハンターによるトークセッション



猟友会による模擬銃のデモ（広島会場）

平成29年度は、次の3会場において開催され、当該県の猟友会が協力する予定です。

お近くの猟友の皆さんは、ご家族や狩猟に興味のある方、狩猟免許取得を考えている方などを誘って、是非このフォーラムにお出掛けください。（詳細は、決定され次第、環境省ホームページで公開されます。）

開催地	開催期日（予定）
佐賀県	平成29年10月15日（日）
三重県	平成29年10月28日（土）
徳島県	平成29年11月4日（土）



狩猟ニュース 4

北海道猟友会法人設立 50 周年記念式典の開催

一般社団法人北海道猟友会（以下、「道猟」と言います。）は、都道府県猟友会の中でも最大の会員（28年度末で5,335人）を有する、いわば我が国の猟友会の雄です。

この道猟は、本年法人設立 50 周年を迎え、6月9日（金）に、北海道庁に近いホテルポールスター札幌において、盛大に記念式典が開催されました。

式典では、天崎弘会長が挨拶を行い、高橋はるみ北海道知事、加藤礼一道議会議員、齋藤教敦宮崎北海道警警生活安全部長、淵上和之北海道森林管理局長、佐々木本会会長などの来賓から祝辞が述べられました。

また、長年の道猟の野生鳥獣管理等に対する貢献に対し、高橋知事より天崎弘会長へ感謝状の贈呈が行われ、また、また佐々木会長からも、道の狩猟に貢献されて来られた8人の支部長さんに大日本猟友会の感謝状の贈呈を行い、厳粛な中にも華やかな式典となりました。

天崎弘会長からは、半世紀という契機を迎え、気持ち新たに北海道の野生鳥獣管理に一層貢献するとともに、事故防止に努め、さらには全国の狩猟界を今後もリードしていくという強い決意が述べられました。



(天崎会長挨拶)



(集合写真)



(天崎会長)



(高橋はるみ北海道知事)



(佐々木大日本猟友会会長)

(写真提供：北海道猟友会)

狩猟の 話題



南アフリカ・ハンティング・レポート

大阪府猟友会 阪口 顕

ドイツ人からの誘い

2013年、ドイツ人のフォッフ氏より、大阪の通訳を通して大阪府猟友会の役員と食事をしたいとオファーがありました。お会いしたところ、恰幅の良い少し髪の毛の薄い立派な方でした。フォッフ氏は、溶鉱炉の炉壁の温度の測定器の仕事をしている会社の社長さんでした。ドイツに本社があり、南アフリカ、日本、アメリカに支店があるそうです。

このフォッフ氏、大変狩猟が好きでほぼ世界中を回ったそうです。一番ベストなハンティングが出来る国それは南アフリカとのことです。その南アフリカにハンティングエリアを作る計画を立て、2012年に1,500haを購入、可猟地域を5,000ha取得したそうです。また、総工費4億数千万円を投じ「タンデカサファリ(Thandeka Safaris)」を作りました。

南アフリカのサファリへ

フォック氏は、本当のハンティングの楽しさを知ってもらおうと世界中の大物狩猟家にサファリをPRされており、私どもも3年越しのお誘いを受け、友人の宮武氏、山上氏とともに、昨年8月23日関西国際空港より南アフリカに出発しました。乗った飛行機はキャセイパシフィックで、香港経由で一旦飛行機から出され警察の銃検査を受け、1時間40分後の乗り継ぎ便に何とか間に合いました。

関空から出てから20時間たってやっとヨハネスブルグ空港に着きました。空港ではポリスマンが我々3名の名前を書いたボードで迎えてくれました。ライフルが無いので聞くと別のポリスマンが探して持って来てくれました。手を出したので握手をしたらチップをくれとの合図。現地通貨換金前で仕方なく千円札を1枚出したら、「オー、ジャパニーズエン！」と言って喜んでくれました。

ゲートを出るとフォッフ氏と通訳の女子が迎えに来てくれました。空港からタンデカサファリまで車

で7時間(舗装路5時間、地道2時間)、昼食1時間と計8時間をかけて、やっとタンデカサファリに着きました。何と広大な平原が続き、射撃場もあり、ロッジも現地風ですが中は近代的で、最高の環境でこれは冥土の土産になると思いました。



(サファリのHPより)

念願のハンティングへ

着いた日はまず射撃場で試射。私の銃はレミント700 センデロ SF 300 レミショートマグナムに200Gr、ソフトポイントに H4350、59.5Gr。大阪総合射撃場で試射、ゼロインも完璧に合わせた甲斐あって、ガイドのプロハンターがベリーグッドと言ってくれました。

その後は古いベンツのユニモグで下見に行きました。高くて良く見えます。いるいる、いっぱいいるサイ、キリン、シマウマ、バファロー、クズーオリックス、ヌー、エランド、スプリングボック等々。

タンデカサファリは徹底した管理捕獲で、プロハンターのガイドの指示どおりに撃たなければなりません。時には車上から、時には徒歩で、ガイドが三脚を持ち、前を歩き脚を立てここから撃てとか、また右から2頭目を撃てとかガイドの指示どおりに撃たなければなりません。因みにガイドの銃は416マグナム・オープンサイト（ミロクAボルト）です。ドライバーと見張りは黒人で視力が良いのには驚きました。6.0～7.0？

サファリ内には8か所の水飲み場があり地下水を汲み上げパイプで送水していました。また、広大な牧草地（捕獲禁止）があり、サファリ内の動物は餓えることがありません。私の乗った車はフォードWピック。他の2台はランクルのS・Wのピック。ここでも日本車が活躍していると、車屋の小生は嬉しくなりました。

このハンティングツアーは、ヨハネスブルグ空港送り迎え実猟3日で5頭捕獲、ロッジ内飲食付きで、約45万円だそうです。

猟果

この3日間で捕獲したのは、私はオジロヌー、オグロヌー、イボイノシシ、レッドハートビースト、ブレスボック。大物は無かったですが、オジロヌーは328mの最長距離を記録しました。

宮武氏は、クズー（角が立派）、スプリングボッ

ク、レッドハートビースト、アンテロープ。山上氏はオリックス（角が立派）、エランド（850kg）、ヌー、ウォーターバック、レットハートビースト。

オーナーのフォック氏は、ガイドと徒歩で出掛け、大きな雄ライオンを捕獲されました。



（レッドハートビーストと筆者）



（エランド）

結びに

3人は大満足で本当に夢の様な3日間でした。また、夕食後のテラスでの夜空の星の綺麗さは日本では見られないもので、乾季なので雲ひとつありません。サファリ内に地平線があり、朝日・夕日がとても綺麗でした。

金と暇があればもっと長居したい気になりました。今年は無理ですが、来年は是非、タンデカサファリに、全10日実猟6日の予定で行きたいです！！

大阪府猟友会の阪口会長さんが、昨年夏（現地は冬）南アフリカにハンティングに行き、大物を仕留められたとのことでしたので、その様子を寄稿していただきました。

大日本猟友会では、かつては欧米の狩猟団体と交流を行っていましたが、近年は行っておらず、海外の情報やニュースは入ってきていません。2020東京オリンピック・パラリンピックもあり、海外の狩猟団体の情報や意見交換は重要であり、交流を再開したいと考えています。また、海外のハンティングに関する情報も、機会があれば、構成員の皆さんにお伝えしていきたいと思っております。

みんなの尾瀬をみんなで守るために ～尾瀬におけるシカ対策～

環境省関東地方環境事務所
片品自然保護官事務所
庄司亜香音

◆はじめに◆

尾瀬国立公園は、福島・新潟・栃木及び群馬の4県の県境にまたがり、西に本州最大の山地湿原である尾瀬ヶ原、東に火山堰止湖である尾瀬沼、更にそれを取り囲む至仏山・燧ヶ岳、会津駒ヶ岳、田代・帝釈山など二千メートル級の山々からなる山岳地域です。皆様ご存知の歌「夏の思い出」の中ででくる水芭蕉（ミズバショウ）をはじめ、ニッコウキスゲ、カキツバタ等、シダ以上の高等植物種については、なんと116科938種もの生育が確認されており、尾瀬へ行くたびに、四季折々に咲く植物と周辺の山並みが毎回違った美しい景観をみせてくれます。



写真1：尾瀬の風景（尾瀬ヶ原）

◆忍び寄るシカ問題◆

尾瀬はシカの影響を受けずに成立した生態系であると考えられていますが、90年代半ばからシカの生息が確認されはじめ、貴重な湿原植物の採食やスタ場としての利用により生じる湿原の裸地化が問題視されるようになりました。

そのような問題に対して環境省では、①個体数変動の把握、②植生被害の把握、③行動生態の把握のための調査、並びに④尾瀬内での捕獲による対策を行っています。

◆環境省の取組み◆

①個体数変動の把握

尾瀬で確認されるシカは尾瀬の外から入ってくるうえに生息範囲が広域なため、正確な生息数を把握するのは困難ですが、夜間にライトで照射することでシカの姿や目の反射をもとに雌雄・頭数を調査する「ライトセンサス」によって湿原における個体数の変動を把握し、林内に設置した自動撮影カメラで撮影された個体数を調べることで、林内の個体数の変動を把握しています。今年度からは、より正確に湿原内の個体数の変動を把握するために、湿原内にもセンサーカメラを設置しています。

②植生被害の把握

シカによる被害の現状を把握するため、植生被害のモニタリング調査を行っています。シカによる植生被害としては主に、植物を採食することによる食害及び湿原を掘り起こすことによる裸地化があります。前者に関しては、湿原及び林内に生育する植物の出現本数、被食本数、被食率等のカウントにより植物への被害状況を調査し、後者に関しては、空撮等により採食や泥浴びで生じた裸地面積の推移を把握する調査を行っています。



写真2：シカの食害を受けたミズバショウ

③行動生態の把握のための調査

尾瀬内でのシカの行動、季節移動経路や越冬地を把握し、捕獲方法等の検討に役立てるために、平成20年よりGPS発信器付首輪を用いたシカの行動追跡調査を実施しています。これまでGPS発信器を装着したシカは52頭であり、そのうち32頭で季節移動が把握されています。

越冬地としては多くの個体が日光地域の足尾周辺を利用していることが確認されています。また、複数の個体が集中して通過する地点（ボトルネック）が群馬県片品村の清水周辺、国道401号線などで確認されています。



写真3：GPS 発信器付首輪を装着したシカ

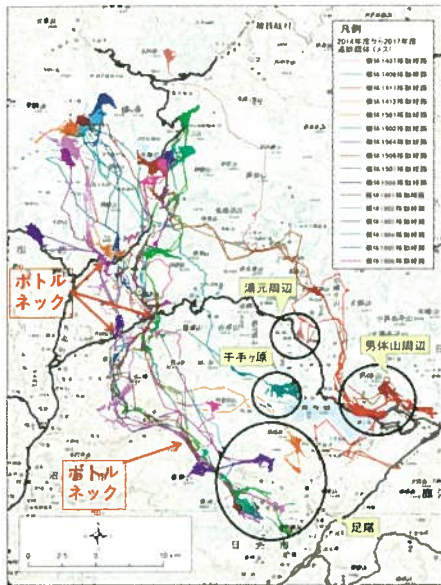


図1：GPSにより示されたシカの移動経路

④尾瀬内での捕獲

環境省では、平成25年より、尾瀬内のシカの被害を減少させる手段として、尾瀬ヶ原を中心としたシカの捕獲を行っています。今年の6月8日～7月7日の間では計38頭を捕獲しました。引き続き、より効果的にシカの被害を減少させるために、地元猟友会のご協力も仰ぎながら、尾瀬内における捕獲手法の検討・試行を行っていきます。

◆様々な機関との連携◆

尾瀬は関係者が多く、シカに関する課題は広範囲にわたるため、様々な機関との連携が必要になります。尾瀬国立公園では地元自治体を中心とした関係者による協議会を設置し、対策方針の決定や関係機関の役割分担を定め、調査の結果を共有し、効果的な捕獲対策に努めています。

具体的には、移動経路調査で明らかになったボトルネックにおいて、平成25年度より群馬県が個体数調整のための捕獲を実施しており、今年度は、指

定管理鳥獣捕獲等事業交付金を活用し、地元猟友会によって春のみで102頭を捕獲しています。

また、シカは尾瀬以外の地域も移動するため、周辺地域との連携も必要になります。環境省では平成24年より、日光及び尾瀬両地域のシカ問題に関わる市町村、県、国の担当者呼びかけを行い、各機関のシカ対策について情報交換をすることを目的とし、「日光・尾瀬シカミーティング」を毎年開催することで、両地域の対策に関する連携強化を図っています。

◆今後の課題◆

上記で記したように各機関が様々な対策を行っていますが、シカの採食による影響は継続して認められ、シカの掘り起こしによって生じている裸地面積は、調査地点において拡大は認められていないものの、一定の面積が繰り返し掘り起こされる傾向が認められます。尾瀬固有の生態系、観光資源としての植生群落の消失を防ぐため、また、シカの影響を強く受けやすいエリアの保全を行うためには、保全すべき植物の生育状況の把握や植生毎の回復状況を評価することが必要になります。また、植生回復が困難になる前に植生を保護する対策の必要性も指摘されていますが、尾瀬は広範囲に及び全体を柵で囲むことは難しいため、重点的に保全すべき区域エリアを選定し対策を講じる必要があると考えています。これらに関しては、20年ぶりに今年の6月から開始された「第4次尾瀬総合学術調査」と連携し、林野庁や群馬県が設置している柵を参考にしつつ、検討していく予定です。

アドバイザーや地元猟友会の方々からは、これまでの調査では明らかになっていない他の経路からの侵入の可能性が示唆されています。そのため今年度は、今までGPSの装着を行っていなかったエリアにおいてGPS発信器を装着しました。

今後も調査・対策を進めつつ、猟友会を含めた様々な機関との情報共有、連携を強めることで対策を強化し、みんなの尾瀬をみんなで守っていきたくと考えています。

本報では、全国の国立公園などの貴重な自然地域における野生鳥獣の管理に関する話題について、シリーズで環境省の自然保護官（レンジャー）に執筆をお願いしています。

大日本獺友会 平成28年度事業報告等

大日本獺友会の平成28年度事業報告・決算及び29年度事業計画・予算等については、6月21日に東京都千代田区のアルカディア市ヶ谷において開催された平成29年度定時総会及び3月30日に開催された28年度第4回理事会等において承認されました。

また、定時総会では、一部の役員交代や、目的や役員選出方法の変更等に関する本会定款の変更が承認されました。

以下、定時総会の報告などとともに、その概要を紹介します。

● 平成29年度定時総会の概要(29.6.21開催)

・承認議案

- 第1号議案 平成28年度事業報告について
- 第2号議案 平成28年度貸借対照表、正味財産増減計算書の承認について
- 第3号議案 理事の選任について
- 第4号議案 副会長の選定について
- 第5号議案 定款の変更について

・来賓 (敬称略、挨拶・紹介順)

- 伊吹 文明 自民党衆議院議員、元衆議院議長(鳥獣議連顧問)
- 石田 祝稔 公明党衆議院議員、党政務調査会長
- 鶴保 庸介 内閣府特命担当大臣(鳥獣議連会長代行)
- 河村 建夫 自民党衆議院議員、元文部科学大臣(鳥獣議連副会長)
- 正田 寛 環境省大臣官房審議官
- 田中 照久 農林水産省大臣官房審議官
- 小柳 誠二 警察庁生活安全局保安課課長
- 東岡 礼治 環境省鳥獣保護管理企画官
- 田中 健一 農林水産省鳥獣対策室長
- 森山 昌人 林野庁森林保護対策室長
- 崎野 健輔 林野庁国有林野生生態系保全室長

● 平成29年度大日本獺友会の役員

会 長	佐々木洋平	公益社団法人岩手県獺友会会長
副 会 長	阿部 多一	一般社団法人福島県獺友会会長
同	鈴木 理之	一般社団法人千葉県獺友会会長
同	赤津 安正	一般社団法人長野県獺友会会長
同	内田 克宏	一般社団法人三重県獺友会会長
同	高橋 徹	一般社団法人高知県獺友会会長
同	富田 能範	一般社団法人大分県獺友会会長
専務理事	浅野 能昭	一般社団法人大日本獺友会
理 事	天崎 弘	一般社団法人北海道獺友会会長
同	板橋 一好	一般社団法人栃木県獺友会会長
同	澤地 忠彦	公益社団法人東京都獺友会会長
同	藤巻 光美	一般社団法人山梨県獺友会会長
同	佐藤 勝彦	一般社団法人愛知県獺友会会長
同	阪口 顯	公益社団法人大阪府獺友会会長
同	山根 武文	一般社団法人鳥根県獺友会会長
同	新谷 和彦	一般社団法人山口県獺友会会長
同	上野 誠実	一般社団法人熊本県獺友会会長
同	渡部 昂一	一般社団法人宮崎県獺友会会長
監 事	藤原 信三	一般社団法人秋田県獺友会会長
同	櫻井 富夫	一般社団法人茨城県獺友会会長
同	松原 一	一般社団法人鹿児島県獺友会会長



(佐々木会長挨拶)



(伊吹先生)



(石田先生)



(鶴保大臣)



(河村先生)

● 平成 28 年度の事業報告の概要

一般社団法人化 5 年目に当たる平成 28 年度は、5 月に役員改選を行い、佐々木会長が再選（4 期目）されるとともに、長期間不在であった専務理事が選定されました。また、業務執行理事会の設置や各委員会構成の見直しなど新たな業務執行体制を構築し、多くの事項に関して積極的に取り組みました。

特に、会員である各都道府県猟友会（以下、「県猟」）の理解・協力の下、30 数年来の課題であった会費（構成員納入金）の値上げが実現し、財政基盤の拡充が可能となり、県猟に対する助成金の新設・増額や事故防止対策基金の新設を行い、狩猟者養成確保や安全狩猟対策の強化などを重点的に実施しました。

1. 構成員数

105,258 人と 27 年度からは微減でしたが、引き続き第 1 種会員は減少し、わな会員の増加により補っている状況です。

女性会員は、1,183 人から 1,571 人と大幅に増加しましたが、まだ全体の約 1.5% と低い割合に留まっています。

構成員数

年 度	わな	網	第 1 種	第 2 種	合 計
26 年度	29,732	456	71,767	2,287	104,242
27 年度	32,514	414	70,213	2,243	105,384
28 年度	34,003	401	68,651	2,203	105,258

単位：人

2. 新規事業及び重点的実施事業

(1) 構成員納入金（会費）の値上げ

県猟の理解・協力の下、30 数年来ぶりに納入金値上げを実施しました。

(2) 業務執行体制の強化

「理事会設置型一般社団法人」として適切な組織・体制とし、また併せて運営責任の明確化や事業執行の適正化、迅速化等を図るため、当分の間不在であった専務理事を選定するとともに、業務執行理事（副会長）の役割分担の明確化、業務執行理事会の開催、各委員会及び構成員の見直し等を実施しました。

(3) 新規事業への取組み

会費値上げを元に、一般事務関係、担い手育成確保、安全研修等の各助成金を新設し、県猟へ配賦を行い各事業の推進を図りました。

また、ドローンを活用したシカ等の調査手法

の開発・検証に着手するとともに、操縦技術者養成のためのモデル事業を岩手県及び島根県で実施しました。

さらに、関係企業等と共同で農水省研究事業費（3 年間、約 1 億円）の獲得に成功し、10 月よりドローン調査技術実証等の研究事業を開始しました。

(4) 指定管理鳥獣捕獲等事業の推進

県猟の鳥獣捕獲等事業者の認定取得促進のため、事業従事者の研修費用の助成を行い、その結果、28 年度末の県猟の認定取得は 30 件となりました。

(5) 規制緩和等に関する関係省庁への要請

狩猟関係法令等の改正について、大日本猟友会政治連盟の活動と相まって、自民党鳥獣議連等を通じた関係国会議員や関係省庁への要請等を実施しました。

また、鳥獣被害対策特別措置法が日切れとなることから、5 か年間延長と内容拡充についての関係国会議員等に対する要請活動を展開し、国会審議との関係で日切れ前日の 12 月 2 日に改正が実現しました。

(6) 共済事業の見直し

構成員の高齢化等の状況変化や保険金請求手続きの簡素化、支給の迅速化等に対応するため、約款等の改正についての検討を進めました。

(7) 普及啓発に関する情報発信の強化

本会のホームページの改訂や新たなパンフレットの作成に着手しました。

また、環境省の「狩猟の魅力まるわかりフォーラム」の支援や、県猟へハンティング・シミュレーターの貸出しを行いました。

(8) 狩猟ベスト・帽子のデザインの変更

懸案であった安全狩猟ベスト・帽子のデザインの変更に着手し、広報委員会等での検討を経て、新デザインを選定しました。

(9) ジビエ利用拡大に関する取組み

政府が進めるジビエ利用の拡大に関し、猟友会としても具体的な改善方法等について提言等を行いました。

また、ジビエの普及啓発を図るため、1 月に自民党本部で「自然と農山村を守る狩猟のつどいージビエを食べて中山間地を守ろうー」を開催しました。

3. 継続事業

次の各種継続事業を、契約内容の適正化、事業の効率化、経費削減、法令・ルール順守の徹底、個人情報保護等を基本としつつ実施しました。

(1) 狩猟事故共済保険運営事業

28年度の保険金支払額は前年度から約20,000千円減少し、収支はやや改善しました。

保険金支払件数及び金額

年 度	他損死亡	他損傷害	自損等死亡	自損傷害等	計	支払額
26年度	2	13	14	269	298	96,145
27年度	1	15	15	265	296	97,398
28年度	4	6	9	228	247	76,878

単位：件、千円

- (2) 安全・事故防止対策事業（県猟事業に対する助成、安全狩猟射撃大会の共催、安全狩猟ベスト・帽子の新規会員に対する無償配付等）
- (3) 鳥獣保護増殖事業（県猟のキジ等の増殖・放鳥事業等に対する助成）

- (4) 狩猟に関する普及啓発事業（ホームページの運営や狩りガールの情報発信）
- (5) 会報、講習会用ポスター、構成員手帳の作成・配付
- (6) 狩猟者登録申請手続便覧の作成
- (7) 狩猟読本・例題集、狩猟関係物品の販売・斡旋
- (8) 功労者等の表彰等
- (9) 野生鳥獣感染症調査等への協力
- (10) 野生鳥獣の専門家との交流

4. その他

(1) 基本財産の運用

基本財産（共済積立金・不動産）の運用を図り、運用収益を上げました。

(2) 災害見舞金の贈呈

熊本地震及び台風10号により被災した熊本県、大分県、岩手県の構成員に対し、132件、合計6,320千円の見舞金を贈りました。

● 平成28年度 貸借対照表

平成29年3月31日現在

(単位：円)

科 目	28年度				(参考)27年度	増 減
	一般会計	共済会計	内部取引消去	計		
I 資産の部						
1. 流動資産	108,922,387	136,279,828	△ 22,311,158	222,891,057	242,404,315	△ 19,513,258
2. 固定資産						
(1) 基本財産	285,921,478	710,520,000	0	996,441,478	985,997,772	10,443,706
(2) 特定資産	37,630,311	0	0	37,630,311	5,096,856	32,533,455
(3) その他固定資産	3,516,473	0	0	3,516,473	5,359,263	△ 1,842,790
固定資産合計	327,068,262	710,520,000	0	1,037,588,262	996,453,891	41,134,371
資 産 合 計	435,990,649	846,799,828	△ 22,311,158	1,260,479,319	1,238,858,206	21,621,113
II 負債の部						
1. 流動負債	18,012,315	231,363,379	△ 22,311,158	227,064,536	249,288,518	△ 22,223,982
2. 固定負債	829,540	209,010,412		209,839,952	261,840,595	△ 52,000,643
負 債 合 計	18,841,855	440,373,791	△ 22,311,158	439,904,488	511,129,113	△ 74,224,625
III 正味財産の部						
1. 指定正味財産	0	0	0	0	0	0
2. 一般正味財産	417,148,794	406,426,037	0	823,574,831	727,729,093	95,845,738
正 味 財 産 合 計	417,148,794	406,426,037	0	823,574,831	727,729,093	95,845,738
負債及び正味財産合計	435,990,649	846,799,828	△ 22,311,158	1,260,479,319	1,238,858,206	21,621,113

● 平成 28 年度 正味財産増減計算書

平成 28 年 4 月 1 日から平成 29 年 3 月 31 日まで

(単位：円)

科 目	28 年度			(参考)27 年度	増 減
	一般会計	共済会計	計		
I 一般正味財産増減の部					
1. 経常増減の部					
(1) 経常収益					
基本財産運用益	13,690,492	9,330,512	23,021,004	18,805,191	4,215,813
特定資産運用益	7	0	7	2,474	△ 2,467
受取会費	283,289,150	130,431,750	413,720,900	263,395,500	150,325,400
支払備金戻入額	0	213,785,666	213,785,666	137,501,770	76,283,896
事業収益	88,094,569	0	88,094,569	141,128,198	△ 53,033,629
雑収益	1,061,101	146,274	1,207,375	300,814	906,561
経常収益計	390,294,015	353,694,202	743,988,217	561,133,947	182,854,270
(2) 経常費用					0
事業費	248,856,040	323,816,354	572,672,394	327,549,049	245,123,345
支払備金繰入額	0	209,021,653	209,021,653	213,785,666	△ 4,764,013
事業管理費	35,816,893	15,124,787	50,941,680	68,152,047	△ 17,210,367
管理費	34,197,232	0	34,197,232	25,076,077	9,121,155
経常費用計	318,870,165	338,941,141	657,811,306	634,562,839	23,248,467
評価損益等調整前当期経常増減額	71,423,850	14,753,061	86,176,911	△ 73,428,892	159,605,803
基本財産評価損益等	0	△ 40,640,000	△ 40,640,000	48,465,000	△ 89,105,000
当期経常増減額	71,423,850	△ 25,886,939	45,536,911	△ 24,963,892	70,500,803
2. 経常外増減の部					
(1) 経常外収益					
経常外収益計	0	259,319,239	259,319,239	876,082	258,443,157
責任準備金等戻入	0	259,319,239	259,319,239	0	259,319,239
(2) 経常外費用					
責任準備金等繰入	0	209,010,412	209,010,412	75,381,207	133,629,205
経常外費用計	0	209,010,412	209,010,412	75,381,207	133,629,205
当期経常外増減額	0	50,308,827	50,308,827	△ 74,505,125	124,813,952
当期一般正味財産増減額	71,423,850	24,421,888	95,845,738	△ 99,467,017	195,312,755
一般正味財産期首残高	345,724,944	382,004,149	727,729,093	827,198,110	△ 99,469,017
一般正味財産期末残高	417,148,794	406,426,037	823,574,831	727,729,093	95,845,738
II 指定正味財産増減の部	0	0	0	0	0
III 正味財産期末残高	417,148,794	406,426,037	823,574,831	727,729,093	95,845,738

● 平成 29 年度の事業計画の概要

平成 29 年度は、28 年度の取組みを一層拡充し、財政基盤の安定・拡充等とともに、確実に効果的・効率的な予算執行を基本としつつ、次の施策を進めます。

なお、ベスト・帽子の配付のため、2 億円を銀行より借入れることとしました。

① 狩猟安全対策の一層の推進

- ・ 共済保険事業の全般的な見直しと約款の改正
- ・ 狩猟指導員制度の見直しと新たな指導員制度（環境省）の検討
- ・ 大粒散弾の使用禁止措置
- ・ 新安全狩猟ベスト・帽子の無償配付等

② 担い手育成確保対策の推進

- ・ 新規免許者に対する講習や指導、情報提供等。特に県猟青年部の設立・活動支援
- ・ 県猟の鳥獣捕獲等事業者認定推進のための支援及び環境省への要請等

③ 狩猟・猟友会に関する普及啓発の推進

- ・ WEB サイトのリニューアルや SNS による情報発信の強化等
- ・ 狩猟や猟友会に関するポスター、パンフレットの新規作成
- ・ 狩猟文化研究所（仮称）の設置検討
- ・ 狩猟動物・野生生物保全国際評議会 (CIC) への復帰

④ 新規事業への一層の取組み

- ・ ドローン活用による大型動物調査手法の開発・検証の継続
- ・ ドローンに関心の高い構成員を対象とした操縦技術講習会の開催

- ・ ジビエの捕獲や流通の改善等に関する提言、具体策の検討
- ・ 狩猟学校（ハンティング・スクール）の創設や国際狩猟観光の実現のための規制緩和等
- ・ 「狩猟と環境を考える円卓会議」の提言具体化のための実施計画検討

⑤ 各種規制の緩和等に関する与党、関係省庁への要請等（継続）

⑥ 既存事業の適正かつ円滑な実施

- ・ 総会、理事会、業務執行理事会、各委員会、都道府県会長会議等の開催
- ・ 狩猟事故共済保険に関する保険金支払業務
- ・ 各都道府県猟友会に対する各種助成金の配賦
- ・ 狩猟読本の改訂等
- ・ 各ブロック毎の安全狩猟射撃大会の開催
- ・ 会報の発行・送付（9 月）
- ・ 事前講習会用ポスターの作成・送付（4 月）
- ・ 狩猟者登録申請手続便覧の作成・送付（8 月）
- ・ 構成員手帳の配付・頒布
- ・ 標識、記章、鳥獣保護管理員手帳、無許可譲受票等の関係物品の販売
- ・ 功労者等の表彰
- ・ 災害見舞金の支給
- ・ 環境省、農水省等の狩猟や鳥獣被害対策に関する調査等への協力
- ・ 野生鳥獣感染症調査等への協力
- ・ 野生鳥獣の専門家との交流
- ・ 共済積立金の管理並びに確実かつ有利な運用
- ・ 本会事務所（所有財産）の管理及び貸付
- ・ 土山鳥獣実験場（滋賀県）の管理及び活用策の検討

構成員納入金については、昨年度より次のとおりとなっています。
構成員の皆さん、今年度もよろしくお願ひします。

区 分	納入金額	(内共済掛金分)
第 1 種銃猟	4800 円	(1500 円)
第 2 種銃猟 わな・網	2300 円	(750 円)

本会の事業経費は、納入金（会費）以外に、基本財産（積立金及び所有建物）の運用益や物品販売の収益により賄われており、皆さんからの会費は、都道府県猟友会に対する助成事業や共済保険事業、会報発行、総会・理事会の運営経費などに充てられています。また、会長以下の役員（非常勤）は、活動の必要経費（旅費や日当）の支給はありますが、基本的には無給（ボランティア）で頑張っています。

● 平成29年度予算

平成29年4月1日から平成30年3月31日まで

(単位：千円)

科 目	一般会計	共済会計	計	(参考)28年度
1. 収入				
(1) 経常収益				
基本財産運用益	13,000	11,500	24,500	19,465
受取会費 (H29年度分)	283,110	130,350	413,460	416,500
事業収益	134,000	209,020	343,020	288,786
支払備金等戻入額	0	209,020	209,020	213,786
幹旋売上	130,000	0	130,000	75,000
事業受託	4,000	0	4,000	0
雑収益	1,000	10	1,010	1,150
経常収益計	431,110	350,880	781,990	725,906
(2) 借入金	200,000	0	200,000	0
収入計	631,110	350,880	981,990	725,906
2. 支出				
(1) 経常費用				
事業費	551,870	349,950	901,820	704,160
給料・委託費	26,040	11,160	37,200	28,200
助成金	132,470	32,590	165,060	177,900
調査事業費等	19,370	0	19,370	8,000
普及啓発事業	8,400	0	8,400	11,000
幹旋仕入	42,000	0	42,000	38,600
帽子ベスト作成費	274,000	0	274,000	20,000
共済費	0	97,000	97,000	177,000
支払備金操出	0	189,000	189,000	133,000
事故防止対策基金積立	10,000	0	10,000	0
予備費	10,000	0	10,000	35,000
経常費用計	571,870	349,950	921,820	739,160
(2) 借入金返済額	51,000	0	51,000	0
支出計	622,870	349,950	972,820	739,160
収支差額	△ 140,760	930	△ 139,830	13,554
借入金期末残高	150,000	0	150,000	0
差額	9,240	930	10,170	13,554
(参考) 一般正味財産期末残高	417,149	406,426	823,575	732,475

● 定時総会懇親会

定時総会後に開催された恒例の懇親会には、菅官房長官や二階幹事長（鳥獣議連会長）の代理の林幹雄前通商産業大臣をはじめとする自民党鳥獣議連役員の国会議員の先生方が大勢駆けつけていただき、大日本猟友会や佐々木会長に対する多数の期待や激励などで、例年以上に大変華やかかつ賑やかな懇親会となりました。（肩書は定時総会当時）



山東先生の音頭で乾杯



菅義偉官房長官



高市早苗総務大臣（鳥獣議連常任幹事）



林幹雄自民党幹事長代理（鳥獣議連幹事長）



中曽根弘文参議院議員（鳥獣議連副会長）



山口泰明自民党組織運動本部長



山東昭子参議院議員（鳥獣議連顧問）



佐田玄一郎衆議院議員（鳥獣議連常任幹事）と
森英介衆議院議員（鳥獣議連副会長）



鈴木俊一衆議院議員（鳥獣議連副会長）と
平口洋衆議院議員



石田祝稔衆議院議員（公明党政調会長）



牧島かれん衆議院議員（鳥獣議連事務局次長）



武部新衆議院議員（鳥獣議連ワーキングチーム）



宮路拓馬衆議院議員、宇都隆史参議院議員



二之湯武史参議院議員



お知らせ

【安全狩猟ベスト・帽子のデザイン等の変更】

大日本猟友会では、平成9年以来、構成員の方々に、「ハンターオレンジ」を主体とする安全狩猟ベストと帽子の無償配付を2回行い、狩猟事故の防止に努めてきたところです。

以来20年が経過し、猟友会ベスト・帽子は、構成員（猟友会会員）のシンボルとして定着し、ツキノワグマ・ヒグマやニホンジカ・イノシシの有害駆除に出動する猟友のハンターオレンジは、一般にもよく知られるようになっています。

しかしながら、現在はLLサイズに相当するようなフリーサイズのみであり、特に小柄な方や女性にとってはフィットしない、また、ポケットが10か所もありデザインは洗練されたものとは言い難いなどの課題がありました。

このため、理事の方々の意見集約はなかなか大変な作業でしたが、狩りガールの方の意見も参考にしながら、3月に開催された理事会で新しいベストと帽子のデザインを決定し、秋の猟期に向けて配付できるように作製（縫製地：中国）を開始しました。

サイズは、ベストがL・M・Sの3種類、帽子がL・Mの2種類です。特に色彩はハンターオレンジと蛍光イエローがより目立つものとし、ポケットは4つとシンプルになりました。薄手で夏場でも行動しやすくなりましたが、防寒機能はないため、これまで同様両脇にまちを付けダウンウェアなどの上にも着られるようにしています。また、漢字のロゴは変更し、ベストには大日本猟友会のマーク、帽子にはマークと「JAPAN HUNTERS」のロゴが入ります。

無償配付の対象と時期は、新規加入会員（但し5年以内に配付を受けた方は除く。）と女性会員には都道府県猟友会を通じて10月に配付し、その後、その他の継続銃猟会員の方にベストと帽子、継続わな・網会員の方に帽子を配付する予定です。（数量に限りがありますが、販売もします。）

何分、ベストは約9万着、帽子は約13万個以上と大量作製のため、全部出来上がるのは猟期スタート後になってしまいますが、できるだけ早くお手元に届くように努めますのでお待ちいただければ幸いです。どうぞご期待ください。

なお、これまでのベスト・帽子も引き続き着用可能です。



試作品です。

（ベストはS、帽子はMサイズ）

書籍紹介

クマ問題を考える 野生動物生息域拡大期のリテラシー

著者 田口洋美 (東北芸術工科大学教授)

ヤマケイ新書 (29年4月)、定価：880円+税 (税込950円)

ツキノワグマとヒグマは、いわば「猛獣」である我が国最大の哺乳類であり、かつ狩猟獣です。また、哺乳類としては稀な「冬眠」という生活型を有しています。古くから熊の肝や肉・皮が利活用され、我が国では東北のマタギやアイヌのイヨマンテなどに代表されるような独特の狩猟文化が育まれてきました。

特にツキノワグマは、一時は生息数の減少が続いているとみられていましたが、特に昨年は市街地にまで数多く出没したり人を襲ったりなどのニュースが多発し、生息数の増加とともに生息状況に大きな変化が起きている可能性が考えられます。

緊急出版されたという本書は、マタギなどの狩猟文化研究の第一人者である著者が、ツキノワグマの保護管理に関する課題や近年の生息域拡大期にある状況に関し、動物生態学の立場とは少し視点を異にする著者ならではのツキノワグマや狩猟者に対する深いまなざしから、人間社会とツキノワグマとの深刻な関係性を真正面から取り上げたものです。

ツキノワグマの狩猟は、現在のような危険動物の駆除ではなく、古くから地域の自然資源としてツキノワグマと共生してきた我が国の狩猟文化として捉えられています。また、近年のツキノワグマの生息数の増加や人里への出没については、過去の事例の紹介も含め、社会的な背景との関係の変化に着目して多くの示唆に富んだ提言がなされている点が、狩猟者として共感されるものと考えます。

近年のツキノワグマ問題に関心のある構成員の方々に、是非ご一読をお薦めします。
(大日本猟友会専務理事・浅野)



著者プロフィール

田口洋美 (たぐち・ひろみ)

1957年、茨城県生まれ。1996年に狩猟文化研究所を設立。2005年、東京大学大学院新領域創成科学研究科博士課程修了、博士(環境学)。同年より東北芸術工科大学教授。

主な著書は、『越後三面山人記』(農文協、ヤマケイ文庫)、『マタギー森と狩人の記録』、『マタギを追う旅ーブナ林の狩りと生活』(慶友社)など。

狩猟 グッズ紹介

適法国産ドッグマーカーに 新機能追加

大日本猟友会では、「適法ドッグマーカー」の普及に向け取り組んでいますが、未だ外国製の違法ドッグマーカーの使用が見られ、猟友が摘発される可能性が懸念されます。

平成 27 年度会報で紹介した【古野電気（株）】の適法ドッグマーカー「ドッグナビ」に、今般、平成 28 年 8 月の電波法改正をふまえ、事故防止や負傷者救助等にも有用な「狩猟者の位置情報」も把握できる新機能が付加されることになりました。

(なお、本会は当製品の性能等を保証するものではありません。)



■追加機能詳細

- ・ 狩猟者端末 (HT-01) 同士の位置情報が表示可能となり、犬に付ける猟犬端末 (DG-01) を人が持つことも可能となったため、巻狩り等における共猟者の位置情報が共有でき、狩猟における安全性の向上が期待されます。

● 誤射防止など安全狩猟の推進 ● 正確な配置確認による狩猟効率化 ● 事故者救護の迅速化

・ 新機能の活用例

●犬を使ったグループ猟（鹿・猪・兎猟など）1

- 犬（子機）の位置だけでなく、お互いのヒト（親機）の位置も表示されます。
- 指示を的確に行うことができ、誤射防止や、万一のときの救助活動に役立ちます。



●犬を使ったグループ猟（鹿・猪・兎猟など）2

- 子機の位置表示のアイコンを「犬」か「ヒト」か選択できるようになります。
- 子機を隊員に持たせアイコンを変えると、猟隊長は犬と隊員の位置を区別して知ることが出来ます。



●犬を使わないグループ猟（ヒト勢子の巻き狩り・鳥猟など）

- お互いのヒト（親機）の位置が表示されます。
- 共猟者の位置を知り、安全な射撃方向を確認しながら、犬無しでの巻き狩りや鳥猟を安全に行うことが出来ます。



■バージョンアップ、新規購入の対応窓口

◆ (株) AEG 〒567-0017 大阪府茨木市花園 1 丁目 1 番 18 号
TEL 072-641-7112 / FAX 072-641-7155

- * 既に所有の「ドッグナビ」に、バージョンアップ（有料）で追加可能。
- ・ Ver2 からのバージョンアップ費用: 狩猟者端末（型式: HT-01）10,000 円 / 台（税・送料別）。
- ・ 猟犬端末（型式: DG-01）は VerUP 不要。Ver1 からのバージョンアップについては別途相談。
- * 新規購入（希望小売価格） 狩猟者端末（型式: HT-01 Ver2-SP）115,000 円（税・送料別）
猟犬端末（型式: DG-01）55,000 円（税・送料別）

大日本猟友政治連盟の活動報告

大日本猟友政治連盟は、平成22年に大日本猟友会の役員が主体となって結成された政治団体で、一般社団法人であることから政治活動ができない大日本猟友会に代わって、狩猟に深い理解を示していただいている国会議員に対する応援、支援などの政治活動を行うことを目的とした団体です。

銃刀法などの狩猟に関する法令の改正は、行政官庁ではなく、国会（立法府）、つまり国会議員でなければ行うことができません。このため、本連盟による政治活動は、狩猟の振興や規制の緩和、狩猟者の保護などに極めて有効と考えられます。

連盟は、構成員の皆様一人ひとりから拠出いただく寄附金により運営されています。昨年度から寄附金の目安額を1人当たり200円以上に値上げしたところですが、今年度も皆様のご理解、ご協力をよろしくお願いいたします。

1. 平成28年度（28.1.1～12.31）の活動の概要

連盟設立7年目となる平成28年度は、上記寄附金目安額の変更や近年拠出のない会員（都道府県猟友会会長）への働きかけにより十分な活動資金の確保が実現し、これを元にこれまで以上に積極的な活動を展開しました。

また、5月の総会において、連盟規約の大幅な改正を行い、新規約の下、役員のスリム化や一層の運営の適正化に努めました。

具体的な活動としては、これまでも行ってきた自民党鳥獣捕獲緊急対策議員連盟（鳥獣議連）や公明党野生動物被害対策プロジェクトチームの所属議員を始めとする政府与党の関係国会議員や政策集団に対する支援を一層強化し、また、与党主催の行事等にも積極的な参加を図り、良好な関係の拡充に努めました。また、本年度から各都道府県における活動強化にも取り組み、会員による関係国会議員、県会議員に対する活動への支援を開始しました。

その成果として、昨年秋の臨時国会では、日切れ1日前である12月2日に改正鳥獣被害対策特別措置法が成立し、有害捕獲参加者の技能講習免除等の措置の5年間延長が実現しました。TPP法案の審議との関係で成立が危ぶまれましたが、佐々木会長以下の要請活動に加え、まさに日頃からの当連盟の活動が功を奏したものと考えられます。また、本年3月の自民党大会においては、安倍総裁から貢献団体として感謝状をいただきました。

さらに、大型獣の生息状況調査等に活用が期待されるドローンについて、昨年4月に「自民党無人航

空機普及・利用促進議員連盟（略称ドローン議連）」が設立されたことから、その関係議員に対する支援等も開始しました。

選挙応援についても、7月に実施された参議院議員選挙や重要な首長選挙、衆議院補欠選挙等において、鳥獣・狩猟関係の立候補者に対する応援等を積極的に行い、政府与党との信頼関係の強化等に努めました。

なお、28年度は衆議院選挙が行われず予備費は使用しなかったことから、予算繰越額が増加し、これにより資金運営の円滑化が図られることになりました。



（自民党鳥獣議連で意見を述べる佐々木会長）



（自民党からの感謝状）



（佐々木会長と安倍総裁）

○平成 28 年度決算 (28.1.1 ~ 12.31)

(単位：円)

科 目	28 年度	(参考) 27 年度
I 収入の部		
1. 寄付金 (個人：構成員)	16,383,180	8,976,990
2. その他の収入 (利息等)	359	523
収入合計	16,383,539	8,977,513
II 支出の部		
1. 経常経費	879,935	539,423
2. 政治活動費	9,296,798	4,911,079
(1) 組織活動費	6,462,276	4,392,085
(2) 選挙関係費	2,834,522	518,994
3. 予備費	0	0
支出合計	10,176,733	5,450,502
収支差額	6,206,806	3,527,011
前年度繰越金	7,671,558	4,144,547
繰越収支差額	13,878,364	7,671,558

2. 平成 29 年度の事業計画

29 年度は、引き続き自民党鳥獣議連やワーキンググループ会合の開催を通じ、銃刀法の改正等の狩猟関係の規制緩和に積極的に取り組むとともに、政府与党の鳥獣・狩猟関係議員（ドローン関係議員も含む。）を主な対象として、当会活動に対する理解促進のための働きかけや議員活動への支援の一層の活発化を図ります。また、昨年度から開始した各都道府県における政治活動に対する支援の強化を進めます。

さらに、ジビエの利活用推進についても、大日本猟友会と適切な役割分担をしつつ、ジビエ普及のための国会議員への広報活動等を行います。

選挙応援については、国会議員の補欠選挙や重要な首長選挙等にも十分対応していくとともに、来年 12 月に任期を迎える衆議院の選挙がいつ行われても応援できるよう、十分な予備費を計上しその備えを行います。

○平成 29 年度予算 (29.1.1 ~ 12.31)

(単位：円)

科 目	29 年度	(参考) 28 年度
I 収入の部		
1. 寄附金	21,000,000	21,000,000
(1) 個人	21,000,000	21,000,000
2. その他の収入 (利息等)	500	1,000
収入合計	21,000,500	21,001,000
II 支出の部		
1. 経常経費	1,200,000	1,780,000
2. 政治活動費	13,500,000	16,000,000
3. 予備費	6,000,000	7,000,000
支出合計	20,700,000	24,780,000
収支差額	300,500	△ 3,779,000
前年度繰越金	3,892,558	7,671,558
繰越収支差額	4,193,058	3,892,558

統計資料

1. 猟銃等所持者・狩猟免許所持者及び大日本猟友会構成員（会員）数

（単位：人）

年度	猟銃等所持者数		狩猟免許所持者数				大日本猟友会構成員（会員）数				
	所持者数	対前年度増減率（%）	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	網・わな猟	第1種銃猟	第2種銃猟	合計	対前年度増減率（%）
S50			7,990	493,734	16,030	517,754	2,639	309,470	8,033	320,142	-16.7
S51			9,241	505,375	16,014	530,630	2,805	375,409	8,629	386,843	20.8
S52			8,804	455,150	13,083	477,037	2,982	376,814	8,210	388,006	0.3
S53			10,207	485,399	15,055	510,661	3,201	412,440	9,179	424,820	9.5
S54			10,697	417,456	19,767	447,920	3,105	382,000	8,874	393,979	-7.3
S55	556,813		11,693	427,141	21,937	460,771	3,123	363,840	8,319	375,282	-4.8
S56	457,309	-17.9	12,784	434,314	24,126	471,224	3,099	343,555	7,441	354,095	-5.7
S57	421,287	-7.9	12,521	355,974	18,748	387,243	3,150	317,806	6,735	327,691	-7.5
S58	390,623	-7.3	12,773	346,006	18,668	377,447	3,186	294,015	5,831	303,032	-7.5
S59	369,237	-5.5	13,987	356,170	19,139	389,296	3,162	276,531	5,435	285,128	-5.9
S60	337,385	-8.6	13,581	297,014	15,672	326,267	3,160	261,867	4,936	269,963	-5.3
S61	321,483	-4.7	14,204	297,767	15,787	327,758	3,230	247,357	4,636	255,223	-5.5
S62	307,450	-4.4	15,187	299,314	15,811	330,312	3,313	237,598	4,288	245,199	-3.9
S63	290,999	-5.4	15,133	259,074	14,426	288,633	3,355	228,867	4,231	236,453	-3.6
H1	278,946	-4.1	15,835	257,879	14,576	288,290	3,305	219,355	3,982	226,642	-4.2
H2	269,132	-3.5	16,605	258,129	14,791	289,525	3,274	213,102	3,949	220,325	-2.8
H3	260,520	-3.2	16,495	229,238	14,572	260,305	3,365	207,066	3,995	214,426	-2.7
H4	254,379	-2.4	17,338	227,505	14,908	259,751	3,461	199,610	3,940	207,011	-3.5
H5	248,095	-2.5	18,974	232,084	15,293	266,351	3,727	192,682	3,778	200,187	-3.3
H6	241,593	-2.6	19,847	208,745	15,217	243,809	3,873	187,481	3,833	195,187	-2.5
H7	235,675	-2.5	21,296	208,597	16,148	246,041	4,033	179,060	3,694	186,787	-4.3
H8	229,880	-2.5	22,924	208,635	16,217	247,776	4,362	173,073	3,588	181,023	-3.1
H9	222,921	-3.0	23,751	187,456	16,009	227,216	4,875	168,694	3,610	177,179	-2.1
H10	211,129	-5.3	25,631	188,836	16,204	230,671	5,319	159,811	3,332	168,462	-4.9
H11	204,854	-3.0	28,379	189,273	16,029	233,681	6,070	153,671	3,272	163,013	-3.2
H12	198,535	-3.1	31,271	170,464	8,499	210,234	7,221	148,587	3,223	159,031	-2.4
H13	193,007	-2.8	34,681	169,523	6,868	211,072	8,276	141,416	3,166	152,858	-3.9
H14	186,973	-3.1	38,041	169,691	4,748	212,480	9,613	135,920	3,185	148,718	-2.7
H15	171,925	-8.1	41,440	152,257	3,775	197,472	10,993	131,713	3,205	145,911	-1.9
H16	171,622	-0.2	43,656	151,205	3,469	198,330	11,510	125,291	2,857	139,658	-4.3
H17	166,579	-2.9	47,552	152,780	3,290	203,622	12,593	120,280	2,742	135,615	-2.9
H18	160,813	-3.5	47,140	135,333	2,754	185,227	13,251	115,412	2,551	131,214	-3.3
H19	158,173	-1.6	90,314	135,960	2,631	228,905	14,544	110,618	2,395	127,557	-2.8
H20	152,938	-3.3	83,684	135,352	2,497	221,533	15,674	104,391	2,255	122,320	-4.1
H21	142,294	-7.0	66,184	117,497	2,194	185,875	18,291	99,083	2,192	119,566	-2.3
H22	131,766	-7.4	71,589	116,506	2,119	190,214	20,916	91,263	2,142	114,321	-4.4
H23	122,515	-7.0	80,216	116,122	2,080	198,418	24,865	84,469	2,072	111,406	-2.6
H24	113,942	-7.0	82,552	96,242	1,875	180,669	26,329	79,407	2,125	107,861	-3.2
H25	107,651	-5.5	87,100	96,351	1,876	185,327	27,899	75,166	2,205	105,270	-2.4
H26	102,300	-5.0	93,855	97,981	1,926	193,762	30,188	71,767	2,287	104,242	-1.1
H27	98,638	-8.4					32,928	70,213	2,243	105,384	+1.1
H28	96,232	-2.4					34,404	68,651	2,203	105,258	-0.1

（出典：警察庁、環境省、大日本猟友会資料）

- 備考：①狩猟免許所持者数は延人数（重複所持の場合は各々計上）
②19年度からあみ、わな分離のため免許所持者数は増加

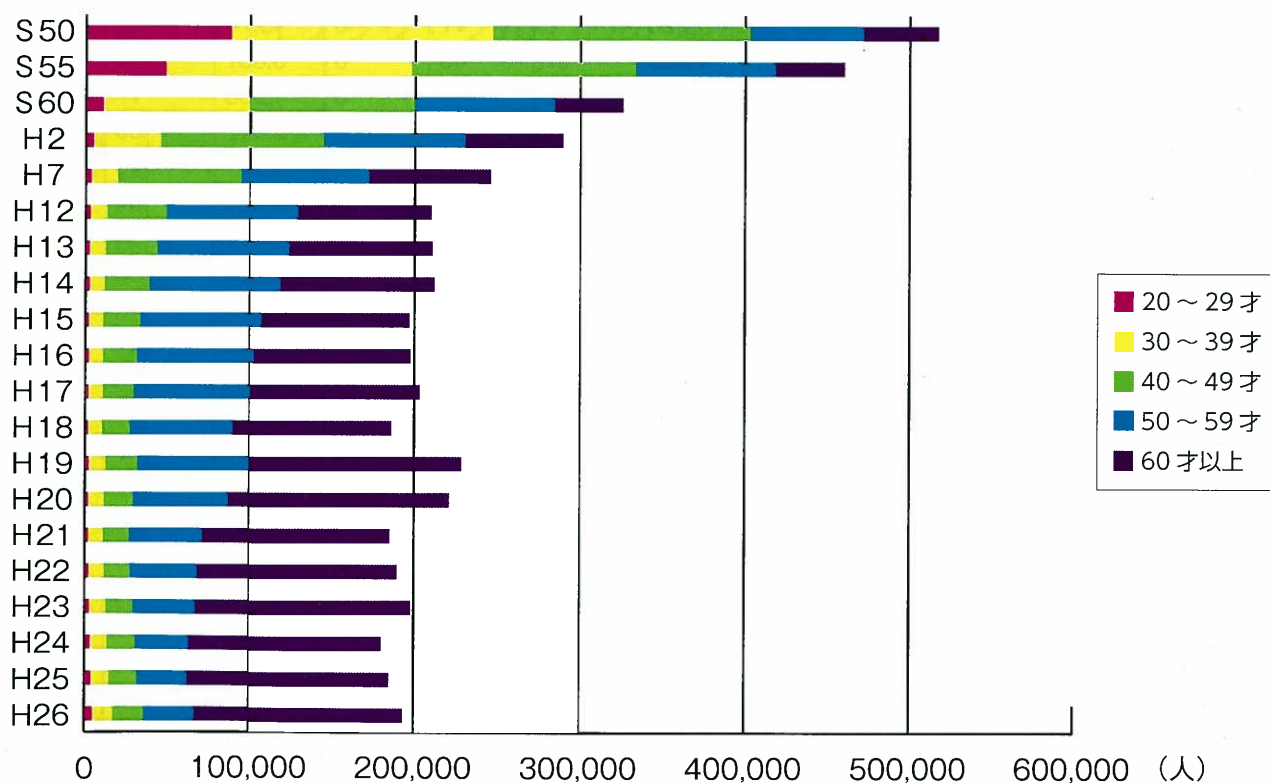
2. 年代別狩猟免許所持者数

(単位：人)

年度	20～29才	30～39才	40～49才	50～59才	60才以上	合計
S50	88,555	158,375	156,049	69,044	45,731	517,754
S55	48,840	148,964	135,821	84,875	42,271	460,771
S60	10,856	88,578	100,124	85,037	41,672	326,267
H2	4,952	40,781	98,881	85,843	59,068	289,525
H7	3,633	15,954	75,061	77,457	74,037	246,142
H12	3,090	10,089	36,199	79,810	81,046	210,234
H13	2,801	9,628	31,398	80,037	87,198	211,062
H14	2,666	9,151	27,170	79,549	93,917	212,453
H15	2,420	8,538	22,578	73,595	90,032	197,163
H16	2,325	8,591	20,734	70,950	95,354	197,954
H17	2,255	8,683	18,686	70,541	103,456	203,621
H18	2,129	8,363	16,865	62,600	96,622	186,579
H19	2,551	10,148	19,383	67,603	129,220	228,905
H20	2,282	9,428	17,648	57,884	134,291	221,533
H21	2,324	8,953	15,778	44,419	114,346	185,820
H22	2,654	9,254	15,798	40,823	121,680	190,214
H23	3,094	9,918	16,392	37,967	130,999	198,418
H24	3,603	10,131	17,194	32,318	117,422	180,669
H25	4,200	10,775	17,063	30,534	122,751	185,327
H26	5,176	12,236	18,729	30,703	126,899	193,762
H26割合	2.7%	6.3%	9.7%	15.8%	65.5%	100.0%
(S50割合)	17.1%	30.6%	30.1%	13.3%	8.8%	100.0%

(出典：環境省資料)

- 備考： ①年齢不明があるため、狩猟免許所持者と差異がある場合がある。
 ②平成19年は網、わな分離のため前年より人数が増加。



3. 都道府県猟友会・狩猟免許別 構成員（会員）数

平成 29 年 3 月末 （単位：人）

都道府県名	網猟会員		わな猟会員		第一種会員		第二種会員		合 計		総 計
	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	男性	女性	
北海道	0	1	442	11	4,695	117	69	0	5,206	129	5,335
青森県	0	0	35	1	964	5	25	1	1,024	7	1,031
岩手県	0	0	150	5	1,485	18	17	0	1,652	23	1,675
宮城県	32	0	325	2	1,153	8	27	0	1,537	10	1,547
秋田県	0	0	24	1	1,468	14	12	0	1,504	15	1,519
山形県	5	0	74	3	1,341	19	18	0	1,438	22	1,460
福島県	0	0	443	6	2,152	6	59	0	2,654	12	2,666
新潟県	115	0	145	4	1,766	29	27	0	2,053	33	2,086
茨城県	16	0	296	3	2,083	14	83	0	2,478	17	2,495
栃木県	2	0	585	7	1,542	12	43	0	2,172	19	2,191
群馬県	0	0	308	5	1,485	13	40	1	1,833	19	1,852
埼玉県	9	0	170	4	2,263	10	103	3	2,545	17	2,562
千葉県	56	0	184	7	2,147	20	74	0	2,461	27	2,488
東京都	6	0	63	6	2,035	62	99	2	2,203	70	2,273
神奈川県	0	0	93	2	1,830	17	66	1	1,989	20	2,009
山梨県	0	0	293	16	1,633	24	31	0	1,957	40	1,997
静岡県	5	0	1,132	25	2,208	14	76	2	3,421	41	3,462
富山県	7	0	178	2	552	5	18	0	755	7	762
石川県	34	0	708	11	452	7	21	2	1,215	20	1,235
福井県	0	0	370	5	429	6	6	0	805	11	816
長野県	5	0	1,335	37	2,955	36	72	3	4,367	76	4,443
岐阜県	19	1	961	14	1,191	15	82	1	2,253	31	2,284
愛知県	15	7	559	6	1,168	9	67	1	1,809	23	1,832
三重県	1	0	874	25	1,310	14	22	2	2,207	41	2,248
滋賀県	0	0	384	14	699	8	27	0	1,110	22	1,132
京都府	12	0	830	13	1,003	15	23	0	1,868	28	1,896
大阪府	0	0	337	23	920	8	17	0	1,274	31	1,305
兵庫県	1	0	1,418	37	1,895	27	43	0	3,357	64	3,421
奈良県	0	0	537	12	537	5	14	0	1,088	17	1,105
和歌山県	0	0	1,007	35	1,412	19	23	1	2,442	55	2,497
鳥取県	1	0	636	5	481	4	23	1	1,141	10	1,151
島根県	4	0	1,175	23	796	8	15	0	1,990	31	2,021
岡山県	2	0	1,489	36	1,810	16	72	2	3,373	54	3,427
広島県	0	0	1,432	30	1,371	22	59	1	2,862	53	2,915
山口県	1	0	1,385	31	1,113	11	32	1	2,531	43	2,574
徳島県	3	0	671	34	991	13	27	0	1,692	47	1,739
香川県	1	0	845	13	489	9	30	2	1,365	24	1,389
愛媛県	0	0	1,208	18	1,867	8	67	0	3,142	26	3,168
高知県	0	0	1,536	63	2,030	24	95	0	3,661	87	3,748
福岡県	2	0	893	19	1,574	17	69	0	2,538	36	2,574
佐賀県	3	0	512	10	398	5	27	1	940	16	956
長崎県	3	0	1,194	35	519	3	24	1	1,740	39	1,779
熊本県	1	0	1,239	26	1,790	12	49	0	3,079	38	3,117
大分県	1	0	1,790	37	1,556	12	30	1	3,377	50	3,427
宮崎県	13	0	1,122	20	2,199	11	151	0	3,485	31	3,516
鹿児島県	16	1	1,688	25	1,925	7	84	0	3,713	33	3,746
沖縄県	0	0	159	2	210	1	12	3	381	6	387
計	391	10	33,234	769	67,892	759	2,170	33	103,687	1,571	105,258

4. 狩猟者登録種類別鳥獣捕獲数

(単位：羽・頭)

年度	網・わな 猟			第1種銃 猟		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 7	127,796	102,748	230,544	694,461	212,213	906,674
H 1 8	107,145	118,131	225,276	788,418	192,826	981,244
H 1 9	101,835	105,002	206,837	691,796	194,512	886,308
H 2 0	84,977	133,912	218,889	743,140	208,811	951,951
H 2 1	95,109	127,263	222,372	613,165	219,132	832,297
H 2 2	79,033	192,410	271,443	631,475	234,595	866,070
H 2 3	69,300	159,355	228,655	401,798	217,654	619,452
H 2 4	65,440	162,662	228,102	496,863	218,001	714,864
H 2 5	69,548	169,757	239,305	339,045	183,826	522,871
H 2 6	65,510	189,112	254,622	418,833	196,670	615,503

年度	第2種銃 猟			合 計		
	鳥 類	獣 類	合 計	鳥 類	獣 類	合 計
H 1 7	42,267	566	32,206	864,524	315,527	1,180,051
H 1 8	54,398	1,189	55,587	949,961	312,146	1,262,107
H 1 9	47,975	261	48,236	841,606	299,775	1,141,381
H 2 0	55,823	2,177	58,000	883,940	344,900	1,228,840
H 2 1	39,046	7,229	46,275	747,320	353,624	1,100,944
H 2 2	50,424	498	50,922	760,932	427,503	1,188,435
H 2 3	24,911	303	25,214	496,009	377,312	873,321
H 2 4	48,109	262	48,371	610,412	380,925	991,337
H 2 5	29,014	247	29,261	437,607	353,830	791,437
H 2 6	47,295	438	47,733	531,638	386,220	917,858

(出典：環境省資料)

5. 大型獣類（イノシシ・シカ・サル）捕獲数等

(単位：頭)

年度	狩 猟		有害鳥獣捕獲 + 個体数調整		
	イノシシ	シ カ	イノシシ	シ カ	サル
H 1 7	139,500	120,500	76,400	69,600	9,500
H 1 8	144,400	118,000	107,900	79,600	15,500
H 1 9	134,800	121,500	95,300	88,200	13,200
H 2 0	170,100	135,400	136,100	115,200	15,800
H 2 1	159,800	157,400	148,400	154,800	15,100
H 2 2	228,300	168,100	248,700	195,000	21,900
H 2 3	169,300	183,600	221,200	231,900	17,800
H 2 4	161,200	193,800	265,400	271,200	23,600
H 2 5	156,700	176,800	295,800	335,100	19,000
H 2 6	174,400	189,900	346,000	396,400	27,200

(出典：環境省資料)

○備考：数字は十の位で四捨五入したもの

6. 野生鳥獣による農林業被害状況

(1) 被害面積

(単位：千ha)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H18	10.5	17.3	3.3	10.3	41.4	17.1	35.3	4.2	7.8	64.4	105.8
H19	7.3	14.9	2.7	7.3	32.2	14.2	35.2	3.7	5.7	58.8	91.0
H20	6.1	17.1	2.3	7.4	32.9	12.4	44.8	4.3	5.7	67.2	100.1
H21	4.9	13.4	1.9	6.4	23.6	12.4	57.1	4.3	4.5	78.3	101.9
H22	4.0	10.2	3.0	4.9	22.1	14.1	63.6	4.8	5.5	88.0	110.1
H23	3.0	9.3	1.5	4.4	18.2	14.3	62.2	4.1	4.8	85.4	103.6
H24	2.6	6.4	2.3	3.6	14.9	12.0	62.3	3.5	4.6	82.4	97.3
H25	2.4	5.9	1.3	3.4	13.0	10.9	48.3	2.7	4.1	66.0	79.0
H26	2.2	5.6	1.7	2.9	12.6	10.6	50.7	2.4	5.0	68.7	81.2
H27	2.2	4.4	1.5	3.2	11.4	9.6	51.2	1.8	7.2	69.5	80.9

(出典：農水省資料)

(2) 被害金額

(単位：百万円)

年 度	鳥 類					獣 類					合計
	スズメ	カラス	ヒヨドリ	その他	小計	イノシシ	シカ	サル	その他	小計	
H18	569	3,068	689	1,784	6,110	5,529	4,309	1,630	2,061	13,529	19,640
H19	628	2,583	564	1,506	5,281	5,012	4,680	1,603	1,919	13,214	18,405
H20	619	2,539	580	1,427	5,165	5,376	5,816	1,542	1,986	14,720	19,885
H21	514	2,306	497	1,713	5,030	5,590	7,059	1,649	2,002	16,300	21,331
H22	476	2,287	1,084	1,420	5,267	6,799	7,750	1,854	2,279	18,682	23,949
H23	447	2,209	331	1,235	4,222	6,231	8,260	1,605	2,309	18,405	22,627
H24	393	2,060	650	1,090	4,193	6,221	8,210	1,536	2,804	18,771	22,964
H25	346	1,811	246	1,148	3,551	5,491	7,555	1,315	1,997	16,358	19,909
H26	366	1,732	639	1,048	3,785	5,478	6,525	1,306	2,040	15,349	19,134
H27	365	1,651	471	1,025	3,512	5,133	5,961	1,091	1,951	14,137	17,649

(出典：農水省資料)

(3) 森林被害面積

(単位：千ha)

年 度	獣 類					合計
	シカ	カモシカ	クマ	ノネズミ	その他	
H18	3.0	0.8	0.5		0.8	5.1
H19	3.5	0.6	1.1		0.8	6.0
H20	3.7	0.5	0.9		1.7	6.8
H21	4.1	0.4	0.8		0.9	6.1
H22	4.0	0.3	1.2		0.7	6.2
H23	5.7	0.3	1.1	2.0	2.3	9.4
H24	6.5	0.5	0.6	1.2	1.4	9.0
H25	6.8	0.4	0.6	0.8	1.1	8.9
H26	7.1	0.4	0.5	0.6	0.8	8.8
H27	6.0	0.3	0.6	0.7	0.9	7.8

(出典：林野庁資料)

7. 猟銃等の盗難

1. 猟銃等の盗難件数

区分 / 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
件 数	3	1	1	1	0
丁 数	3	1	2	2	0
ライフル銃	0	0	0	0	0
散弾銃	3	0	2	2	0
空気銃	0	1	0	0	0

2. 実包の盗難状況

区分 / 年度	H24 年度	H25 年度	H26 年度	H27 年度	H28 年度
件 数	10	2	0	0	2
個 数	938	335	0	0	32
ライフル実包	8	0	0	0	0
散弾銃実包	930	335	0	0	32

(以上出典：警察庁資料)

猟銃や実包の盗難に注意！

- ・自宅での猟銃・実包の保管管理にあたっては、堅固な保管庫に収納し、猟銃等と適合実包は同一建物内に保管しない。
- ・保管庫の設置場所は、屋内の部屋に入った時に目につかない場所、例えば、押入の中等に保管し、猟銃・実包の保管ロッカーは丈夫なネジ等でしっかり固定する。

共済だより

I. 共済事業の報告

(1) 平成 28 年度共済事業の概要

平成 28 年度の狩猟事故共済保険に関する事業の実施概要について報告します。

本事業は、狩猟事故を起こした構成員（猟友会会員）に対し、その請求に基づき他損事故保険金（賠償金）、自損事故保険金又は疾病死亡保険金を支払うもので、構成員納入金（会費）のうち、第 1 種銃猟会員は 1,500 円、その他の会員は 750 円が当保険の掛金に充てられ、共済会計として一般事業会計とは区別して運営されています。また、保険金支払額は、当会に設置している狩猟事故共済審査委員会（委員：当会理事、弁護士及び医師）による審査の上で決定しており、その適正化に努めています。

当会に報告のあった 28 年度の事故発生報告の件数は、次ページ以下に詳細な報告があります。259 件と 27 年度より 34 件減少し、ここ 5 年間の間では最低でしたが、各都道府県猟友会の安全指導等にもかかわらず、残念ながら他損死亡事故は 3 件（うち 1 件は猟犬の噛み付き）発生しました。また、28 年度は、銃器関連を主とする他損事故が増加したことから、引き続き狩猟事故防止には十二分に注意してください。

28 年度の共済事業の収支については、平成 27 年度に比べ支払総額が減少し、収支はプラスになりましたが、24 年度以降に発生した大口の他損死亡事故に関する未請求案件がまだあることから、今後は収支がマイナスになることも十分予測され、決して順調とはいえない状況です。（収支の詳細については、16 頁の 28 年度事業報告をご参照ください。）

(2) 共済保険約款等の見直しについて

本会の狩猟事故共済保険は、狩猟中の人身事故への対処のため、昭和 50 年（1975 年）に「狩猟事故共済事業」を開始しました。平成 24 年 4 月には保険業法に基づく「認可特定保険業」の認可を取得し、共済事業から保険事業に移行し、現在に至っています。

この間、構成員に給付した共済保険金総額は約 85 億円に及び、相互扶助による構成員の救済制度として重要な役割を担ってきました。しかし、制度発足以来 40 年以上を経過し、構成員数が減少しているのに加え、構成員の年齢構成や種別数も時代に応じて変化しているものの、これまでは従来からの制度をほとんど見直すことなく事業を継続してきました。このような中、高齢者やその事故の増加、わな猟会員の大幅な増加などの制度を取り巻く諸条件の変化や、請求・支払業務の簡素化・透明化など多くの課題・問題点があり、それらを踏まえた真に構成員のニーズに的確に対応した制度としていくことが求められています。

このため、本会では、現在理事会及び総務委員会において、来年秋の猟期からの適用に向けて約款等の見直しの作業を進めています。より構成員の皆さんの福祉や利便性、またその立場に立った制度とするべく検討に努めていますので、ご承知をお願いします。

Ⅱ. 28年度事故発生報告件数

* 28年4月～29年3月までの発生について本会に報告があったもの

1. 総発生件数

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
死 亡	14	19	16	17	14
傷 害	269	256	255	276	245
合 計	283	275	271	293	259

2. 他損事故

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
銃 器 死 亡	1	5	2	1	2
銃 器 傷 害	10	11	5	3	10
そ の 他 死 亡	0	0	0	0	1
そ の 他 傷 害	15	7	8	12	10
合 計	26	23	15	16	23

* その他死亡の1件は、猟犬の通行人噛付き

3. 自損事故

年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
銃 器 死 亡	0	2	1	1	1
銃 器 傷 害	6	11	3	4	4
そ の 他 死 亡	13	12	13	15	10
そ の 他 傷 害	238	227	239	257	221
合 計	257	252	256	277	236
(その他死亡の内病死者)	(7)	(7)	(6)	(9)	(6)

Ⅲ. 28年度発生事故の原因

1. 他損事故

①銃器による他損死亡事故

銃器死亡事故	年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	誤認・誤射	0	2	2	1	0
	矢先の安全不確認	1	2	0	0	1
	跳 弾	0	0	0	0	0
	暴 発	0	1	0	0	1
	合 計	1	5	2	1	2

②銃器による他損傷害事故

銃器傷害事故	年 度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
	暴 発	0	1	1	0	1
	矢先の安全不確認	9	1	2	1	7
	跳 弾	0	2	0	1	0
	誤認・誤射	1	6	2	0	1
	そ の 他	0	1	0	1	1
合 計	10	11	5	3	10	

③他損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	区分		構成員の年令						狩猟経験					被害者			
	死亡	傷害	40才以下	41才～50才	51才～60才	61才～70才	71才以上	不祥	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	計	猟友	一般人	その他
誤認・誤射	0	1				1						1		1		1	
矢先の安全不確認	1	7		1		2	5					8		8	6	2	
暴発	1	1				2						2		2	2		
跳弾	0	0												0			
猟犬	1	5				4	2					6		6		6	
ワナ	0	4			1	2	1		1	1	1	1		4		4	
その他	0	2				1	1					2		2	1	1	
合計	3	20	0	1	1	12	9	0	1	1	1	20	0	23	9	14	0

2. 自損事故

①銃器による自損事故

銃器自損事故	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	暴発	4	11	3	4	5
跳弾	0	0	0	0	0	
発砲の衝撃音	2	0	1	0	0	
その他	0	2	0	1	0	
合計	6	13	4	5	5	

②銃器以外の自損事故

銃器以外の自損事故	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	転倒、転落等	143	135	129	139	123
獲物の襲撃	53	53	63	59	60	
その他不注意	30	22	41	49	26	
猟犬・タニ等	7	9	10	10	12	
(病死)	7	7	6	9	6	
その他	11	13	3	6	4	
合計	251	239	252	272	231	

③獲物等の襲撃による事故(獣別)

獲物別襲撃事故	年度	平成24年度	平成25年度	平成26年度	平成27年度	平成28年度
	イノシシ	39	37	41	48	42
クマ	6	5	13	1	4	
シカ	7	7	6	10	8	
その他	1	2	2	0	6	
合計	53	51	62	59	60	

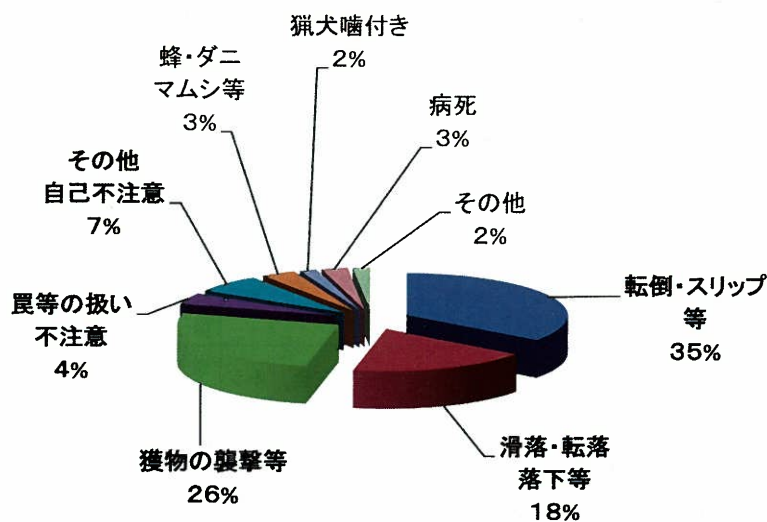
④銃器による自損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
暴発	1	4				4	1			1	4		5
跳弾													0
発砲の衝撃音													0
射撃													0
その他													0
合計	1	4	0	0	0	4	1	0	0	1	4	0	5

⑤銃器以外の自損事故の原因・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
転倒・スリップ等		81	2	6	8	33	32	3	9	10	56	3	81
滑落・転落・落下等	2	40	1	3	2	11	25	5	2	2	33		42
獲物の襲撃等		60	1	1	10	22	26	5	11	8	35	1	60
罾等の扱い不注意		10			1	5	4	1	1	2	4	2	10
その他自己不注意		16		2	3	9	2	3		6	5	2	16
蜂・ダニ・マムシ等	1	7			1	6	1	1	2	2	2	1	8
猟犬噛みつき等		4			1	3		1	1	1	1		4
病死	6					3	3		2		3	1	6
その他	1	3		1		1	2				2	2	4
合計	10	221	4	13	26	93	95	19	28	31	141	12	231

銃器以外の自損事故の原因



⑥獲物等の襲撃事故の獣・年令・経験別発生件数

事故原因	程度		構成員年令					狩猟経験					計
	死亡	傷害	40才以下	41～50才	51～60才	61～70才	71才以上	5年未満	5～10年	11～20年	21年以上	不祥	
イノシシ		42	1	1	6	15	19	3	6	6	26	1	42
シカ		8			2	3	3		3	1	4		8
クマ		4			1	2	1			1	3		4
その他		6			1	3	2	1	1		4		0
計	0	60	1	1	10	23	25	4	10	8	37	1	60

IV. 発生事故の事例

1. 銃器関連 他損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.11.19	6:30	岩手	64	30	狩猟	暴発	鹿	2名で鹿猟中、停めていた軽トラックに戻った際にライフルが暴発し、荷台側から車内に貫通した銃弾により助手席の猟友が被弾
2	H28.12.11	11:30	大阪	69	47	狩猟	矢先の安全不確認	猪	共猟中、待ちに入っていた際に追われてくる猪に向け発砲し、2発目を撃った後、他のグループの狩猟者が山道に倒れているのを発見

2. 銃器関連 他損傷害事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年令	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.4.29	16:15	北海道	63	30	有害	暴発	鹿	発砲後脱包せずに銃をケースに入れ、50mほど車両で走行後、2発目を装填しケースから取り出す際に暴発し、同乗者が被弾
2	H28.7.3	9:20	宮崎	74	38	有害	矢先の安全不確認	猪鹿	約100m位離れた所から鹿に発射した弾により猟友が右親指付近に被弾
3	H28.8.13	6:00	島根	76	53	有害	矢先の安全不確認	シラサギ	単独でシラサギ駆除中、発砲した散弾の流れ弾で近所で墓掃除をしていた人が被弾
4	H28.10.2	10:20	三重 静岡 愛知	75	55	有害	矢先の安全不確認	鹿	犬が追い出した鹿に向けて4名が発砲したところ、4名のうちのいずれかの弾により被弾
5	H28.10.29	16:10	東京	75	55	有害	矢先の安全不確認	鹿	被害者と待ちに付き待機中、被害者が猪に発砲するも倒れず、続いて加害者が発砲（スラッグ弾）した際、猪の後方にいた被害者が被弾
6	H28.11.6	12:00	熊本	70	23	有害	誤射	猪	単独猟中、物音がしたので声を掛けたが返答がないため発砲したところ被弾
7	H28.11.16	9:00	東京	68	40	狩猟	発砲音	鴨	鴨共猟中、発砲した際に横に並んでいた共猟者が近距離にいたため、左耳が難聴
8	H29.1.3	13:00	愛媛	41	13	狩猟	矢先の安全不確認	猪	共猟中、猪に向け一発撃つも、足元をすり抜け逃げたため振り向きざまに2発目を撃った際、猟友が被弾
9	H29.1.21	10:30	鹿児島	80	40	狩猟	矢先の安全不確認	鹿	7名で共猟中、猿を発見し木がゆれていた方向へ散弾銃（BB弾）を発砲したところ、猟友の勢子が数発被弾
10	H29.2.15	14:20	千葉	68	48	狩猟	矢先の安全不確認	キジバト	獲物に向けて1発撃ったところ、一斉に飛び立ったためもう1発発砲した際、犬の散歩中の歩行者が被弾

3. 銃器以外 他損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生日時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.10.19	9:00	和歌山	74	45	有害	猟犬噛付		猟犬を3匹放し駆除中、付近の路上で一般人を噛み、出血性ショック等で死亡

4. 銃器以外 他損傷害事故

NO	事故発生日	事故発生日時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.4.10	10:00	兵庫	63	42	有害	猟犬噛付	鹿	14名での駆除中、鹿を追った猟犬が散歩中の犬と飼い主に噛付き
2	H28.5.22	8:00	宮崎	62	21	有害	猟犬噛付	猪猿	猟犬が犬と散歩中の被害者の腕に噛付き
3	H28.6.29	5:10	高知	76	50	有害	野良犬噛付		伐採のために山に入った被害者が、罾に掛かっていた野良犬に手を噛まれ負傷
4	H28.7.4	9:10	熊本	69	15	有害	猪逆襲	猪	罾の見回りの際、くくり罾に掛かっていた猪のワイヤーが外れ、同行者にも噛付き（他損と自損）
5	H28.11.17	11:40	香川	65	45	狩猟	猟犬噛付	猪	単独猟中、放した4頭の猟犬のうち2頭が幼稚園中庭に入り込み、園長と園児に噛付き
6	H28.12.18	14:00	静岡	76	50	狩猟	猟犬噛付	鹿	猟犬3頭を放ち共猟中、鹿を追いつつグランドに入った猟犬が被害者（3才）に噛付き
7	H28.12.20	12:15	愛知	69	26	狩猟	猟犬噛付	雉	猟中猟犬を見失い、軽トラックの荷台に犬が乗っていると連絡で駆けつけたが、犬を確保しようとした被害者に噛付き
8	H29.1.9	8:30	愛媛	55	6	狩猟	猪逆襲	猪	くくり罾に掛かった猪の様子を見に行ったところ、ワイヤーが切れて逆襲され、同行者が負傷
9	H29.3.21	6:00	福島	65	4	有害	犬噛付		くくり罾に飼い犬が掛かったため、興奮した飼い犬が外そうとした飼い主に噛付き
10	H29.3.11	11:00	広島	71	50	有害	猪襲撃	猪	猟犬に追われた猪が、自宅周辺にいた被害者を襲撃

5. 銃器関連 自損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生日時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.5.6	15:00	大分	73	38	有害	滑落・暴発		単独で駆除に出かけたが帰宅せず、捜索の結果、山道の崖下で左太腿を撃ち抜き、うつ伏せで死亡しているのを発見

6. 銃器関連 自損傷害事故

NO	事故発生日	事故発生日時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.11.15	6:55	大阪	68	33	狩猟	暴発	鴨	カモ共猟中、飛んできたカモを撃つため銃を肩から降ろし構えようとした際、指が用心鉄に入ってしまう暴発
2	H29.1.7	12:30	群馬	67	26	狩猟	暴発		共猟中、タツマからタツマへ移動の際銃が暴発し、右膝を負傷
3	H29.2.11	11:00	兵庫	62	6	狩猟	暴発	鴨	カモの共猟中、移動前の猟場で込めた弾を脱包し忘れたまま、別猟場でカバーを外しているときに暴発
4	H29.3.5	11:50	和歌山	63	12	狩猟	暴発	鹿	5名で共猟中、2発発砲して仕留め、戻ってきた猟犬を捕まえようとしてしゃがんだ際に、肩にかけていた銃が回転、暴発

7. 銃器以外 自損死亡事故

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.4.29	6:20	奈良	81	40	有害	滑落		罾を仕掛けていた山中で、崖下への約 100 m 滑落による死亡状態で発見
2	H28.7.24	—	高知	69	49	有害	マダニ咬傷	鹿猪	罾の見廻り等でほぼ毎日出勤していたところ、マダニに噛まれ SFTS（重症熱性血小板減少症候群）に感染
3	H28.8.23	11:00	長野	68	48	有害	転落	猿	単独で猿の駆除中、市道脇のコンクリート壁上部より転落

8. 銃器以外 自損傷害事故（捕獲鳥獣等による襲撃、逆襲の代表的事例のみ）

NO	事故発生日	事故発生時刻	猟友会	年齢	経験	猟種類	事故原因	獲物	事故概要
1	H28.4.14	6:30	長野	66	46	有害	鹿逆襲	鹿	罾にかかった鹿の前足を持って止めさし中、後ろ足で蹴られ眼を負傷
2	H28.9.24	14:00	鳥取	58	10	有害	猪逆襲	猪	罾にかかった猪を止めさししようとした際、足首をちぎり突進してきた猪が逆襲
3	H28.10.5	9:50	長野	71	51	有害	熊逆襲	猪	檻に錯誤捕獲されたツキノワグマの放獣の際、檻から抜け出たクマが襲撃
4	H28.11.13	10:30	三重	58	30	狩猟	熊襲撃		8人で共猟中、木上に小熊を発見し危険を感じて後退したところ、付近にいた親熊が襲撃
5	H28.11.20	11:00	岩手	61	12	狩猟	熊襲撃		山中で共猟中、タチとして位置についた際に熊が出現し、2発発砲するもひるまず襲撃
6	H28.11.20	13:15	大分	51	5	狩猟	猪襲撃	猪	5人で共猟中、犬に追われた猪が、後方の藪より出てきて襲撃
7	H28.11.26	8:00	福島	65	20	有害	猪逆襲	猪	くくり罾に掛かった猪の止めさしの際、頭部に命中するも暴れてワイヤーを切って襲撃
8	H28.8.26	8:40	福島	69	40	有害	熊逆襲	猪	罾に熊がかかった模様との連絡で、緊急捕獲のため行政担当者と現場へ向かった際、蔭から出てきたクマが襲撃、2名とも負傷
9	H28.12.18	11:00	京都	68	47	狩猟	猪襲撃	雉	単独猟中、ススキの群生地から出てきた猪が突然襲撃
10	H29.1.10	10:00	長崎	72	46	有害	猪襲撃	猪	仕掛けた罾を見回り中、突然背後から猪に襲われ足を負傷
11	H29.1.19	10:30	宮崎	75	8	狩猟	猪逆襲	猪	罾の見回り中、掛かった猪が足首をちぎってワイヤーから抜け襲撃
12	H29.1.20	16:30	新潟	70	42	狩猟	猪逆襲	猪	3名で共猟中、追い詰めた手負い猪が逆襲
13	H29.1.29	11:10	熊本	67	30	狩猟	猪逆襲	猪	3名で共猟中、半矢になった猪と猟犬が喧嘩を始めた場所で猪が逆襲
14	H29.2.25	14:00	大分	68	3	狩猟	猪逆襲	猪	くくり罾に掛かった猪に止めさしをしようとした際、ワイヤーを切った猪が逆襲

猟銃の事故は、引き続き暴発と矢先の確認不十分を原因とする事故が発生しました。

「脱包の確認」と「獲物・矢先の確認」は基本中の基本ですので、よく肝に銘じてください。

特に、29年度から大日本猟友会構成員は、大粒散弾の使用禁止の措置を実施しましたので、シカ・イノシシ猟の際にはライフル弾やスラッグ弾を使用し、はやる心を抑えつつ、獲物を十分確認した上で発砲してください！

狩猟事故共済普通保険約款

第1章 総則

第1条(この保険の趣旨)

1. この保険は一般社団法人大日本猟友会(以下、「本会」という。)が定款第3条の規定の趣旨に基づき、本会の会員の構成員(以下、「構成員」という。)のうち、この保険契約を締結した者(以下、「契約者構成員」という。)の相互扶助の理念に即し、生活の安定と福祉の増進を図るため、狩猟事故による損害に備えるためのものである。
2. 本会は、いかなる場合であっても、保険金の給付によって、契約者構成員が金銭的利益を得るような共済は、行わない。

第2条(用語の定義)

本保険普通保険約款において使用する用語は、それぞれ以下の定義に従うものとする。

- (1) 会員
本会の承認を受けた都道府県を1区域として設立する都道府県狩猟団体
- (2) 構成員
本会の会員である都道府県狩猟団体に属する狩猟者
- (3) 契約者構成員
本会の構成員のうち本保険契約を締結した構成員
- (4) 被保険者
本保険の保障の対象となるものをいい、契約者構成員のことを指す。
- (5) 従たる被保険者
被保険者である契約者構成員と同居及び家計を共にする親族
- (6) 保険期間
本会が保険責任を負う期間をいう。狩猟者登録を行う地区ごとの保険期間の詳細は本約款第3条に定める。
- (7) 狩猟行為
次に掲げる行為をいう。
 - ア 鳥獣の保護及び管理並びに狩猟の適正化に関する法律(以下、「法」という。)に定める狩猟の期間中に行う狩猟鳥獣の捕獲行為
 - イ 法第9条第1項の許可を受けて行う鳥獣捕獲行為(学術研究の目的、鳥獣の保護又は管理の目的、その他法第9条第1項に基づき環境省令で定める目的で鳥獣の捕獲等のための許可を受けている場合に限る。)
 - ウ 法第14条の二第9項の規定により法第9条第1項の規定による許可を受けた者とみなされる者の従事者として行う鳥獣捕獲行為
 - エ 銃刀法に基づく指定射撃場における射撃行為
 - オ 前ア、イ及びウに掲げる行為について「行為中」とは、法令に基づく鳥獣捕獲の方法を行っている間(イ及びウについては、行政機関からの依頼・要請・指示による事前の「見切り」中も含む。)をいう。
- (8) 狩猟者登録
法に基づき、狩猟しようとする場所を管轄する都道府県知事に申請し登録すること。
- (9) 他人
契約者構成員以外の人間で、かつ、契約者構成員と同居及び家計を共にする親族以外の人間をいう。
- (10) 遺族
労働基準法施行規則第42条から第45条に定める遺族の範囲および順位をいう。
- (11) 審査委員会
本会内に設置する専門委員会である狩猟事故共済審査委員会をいう。

第3条(保険期間)

1. 保険期間(本会が契約者構成員に対し保険責任を負う期間をいう。以下、同じ。)は、当該年度の狩猟期間の始期(北海道は、10月1日、内地(沖縄県を含む。))は、11月15日)から翌年度の狩猟期間の始期の前日までとする。ただし、保険期間中に起き

た事故による損害については、保険期間終了後も、本保険の給付対象となる。

2. 北海道の狩猟者登録を受けた内地移住者の保険期間は、前項の規定にかかわらず10月1日から翌年11月14日までとする。
3. 放鳥銃猟区(法第68条第2項第4号に規定する専ら放鳥獣された狩猟鳥獣の捕獲を目的とする猟区をいう。)に係る狩猟者登録を受けた内地移住者(前項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該猟区に入猟する場合に限り、その猟区の狩猟期間の始期から、翌年11月14日までとする。
4. 青森、秋田及び山形の各県の狩猟者登録を受けた内地移住者(前2項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず11月1日から翌年11月14日までとする。
5. 法第7条の規定に基づき、都道府県知事が特定鳥獣保護管理計画を立て、法施行規則第9条に定める捕獲等をする期間の始期より前に設定した都道府県においての狩猟者登録を受けた者(前3項に該当する者を除く。)の保険期間は、第1項の規定にかかわらず、当該都道府県で狩猟する場合に限り、その都道府県の狩猟期間の始期からその狩猟者登録を受けた者の居住地の翌年度の狩猟の始期の前日までとする。

第4条(保険金の支払事由)

1. 他損事故保険金
被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担したとき(以下、「他損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。
2. 自損事故保険金
 - (1) 被保険者が狩猟行為中の事故により、被保険者自身の生命、身体を害したとき(以下、「自損事故」という。)は、本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。
 - (2) 被保険者が狩猟行為中の事故により、または第1種狩猟登録者である被保険者については、狩猟行為中の事故のほか狩猟行為中以外において銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。)に起因する事故において、従たる被保険者の自身の生命、身体を害したときは、本会は、従たる被保険者に対して本約款に定める基準に従って保険金を給付する。
3. 狩猟行為中疾病死亡保険金
被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは本約款に定める基準にしたがって保険金を給付する。

第5条(支払う保険金の額-他損事故保険金)

1. 他損事故による死亡
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、死亡したときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。
2. 他損事故による傷害
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与えたときは、自動車損害賠償責任保険の支払基準(本保険契約と重複する他の損害保険契約がある場合には、その保険契約の支払基準)により算定した損害額を保険金として給付する。
3. 他損事故による後遺障害
被保険者が第4条第1項の傷害を他人に与え、その直接の結果としてその他人が後遺障害を残したときは、別表1により決定される等級ごとの金額を前項で算定した金額に付加して給付する。
4. 係争等にかかる弁護士費用
第1項から第3項の事故に関し、係争等に係る弁護士費用等は、保険金の限度額の範囲内で、当該事故に係る保険金に計算する。
5. 支払保険金の限度額
第1項から第4項の給付は、傷害を受けた他人1名ごとに、合算して4,000万円を限度とする。

第6条(支払う保険金の額-自損事故保険金)

1. 自損事故による死亡
被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる

被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、事故のあった日から180日以内に死亡したときは、300万円を保険金として給付する。

2. 自損事故による傷害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その傷害が原因で平常の生活又は業務に服することができない場合は、事故のあった日から180日を限度として、1日につき3,000円を、傷害を被った部位およびその症状に応じた別表2に定める日数を乗じた金額を保険金として給付する。

3. 自損事故による後遺障害

被保険者自身が第4条第2項第1号の傷害を受け、または従たる被保険者が第4条第2項第2号の傷害を受け、その直接の結果として被保険者自身が後遺症を残したときは、別表3に定める区分にしたがい保険金を給付する。

4. 支払保険金の限度額

第1項から第3項の給付は、1回の事故につき、合算して300万円を限度とする。

5. 他の身体の障害又は疾病の影響による減額

被保険者が第4条第2項の傷害を被った時すでに存在していた身体の障害もしくは疾病の影響により、または第4条第2項の傷害を被った後にその原因となった事故と関係なく発生した傷害もしくは疾病の影響により第4条第2項の傷害が重大となった場合は、本会は、その影響がなかったときに相当する金額を決定してこれを支払う。

6. 治療を怠ったことによる減額

正当な理由がなく被保険者が治療を怠ったこと又は契約者構成員もしくは保険金を受け取るべき者が治療をさせなかったことにより第4条第2項の傷害が重大となったときも、前項と同様の方法で支払う。

第7条(支払う保険金の額-狩猟行為中疾病死亡保険金)

被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、発症から7日以内に死亡したときは、100万円を自損疾病死亡保険金として給付する。

第8条(保険金を支払わない場合)

次の各号の事由によって生じた事故については、本会は、保険責任を負わない。

- (1) 被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故
- (2) 法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故
- (3) 法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故
- (4) 被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故
- (5) 被保険者が銃刀法に定める許可(以下「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故
- (6) 被保険者が所持の銃器を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故
- (7) 狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(暴発を含む。))に起因する他損事故を除く。)の事故
- (8) 地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故
- (9) 被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故について、過去に保険金の給付を行っている場合に限る。)

第9条(他の保険契約がある場合の保険金の支払額)

1. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害額以下のときは、当会はこの保険契約の支払責任額を支払保険金の額とする。
2. 当会で保険金を支払う第5条の事故に対して保険金を支払うべき他の保険契約がある場合において、それぞれの保険契約につき他の保険契約がないものとして算出した支払責任額の合計額が損害の額を超えるときは、当該事故による損害額をそれぞれの保険契約のてん補限度額の割合によって算出した金額を当会の支払責任額とする。ただし、この保険契約の保険金額を限度と

する。

第10条(保険料の払込方法)

契約者構成員は、都道府県狩猟団体を通じて、現金の一括払いにて当会に保険料を払い込まなければならない。

第11条(詐欺による取消)

保険契約の締結に際して、契約者構成員、被保険者または保険金の受取人に詐欺の行為があったときは、当会は、審査委員会の決定に基づき、保険契約を取り消すことができる。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第12条(不法取得目的による無効)

契約者構成員が保険金を不法に取得する目的または他人に保険金を不法に取得させる目的をもって保険契約を締結したときは、保険契約は無効とする。この場合、本会は、既に払い込まれた保険料を払い戻さない。

第13条(告知義務)

保険契約締結の際、保険金の支払事由の発生に関する重要な事項のうち、申込書または告知書において本会が告知事項として質問した事項については、契約者構成員または被保険者はその書面により告知することを要する。

第14条(通知義務)

契約者構成員または被保険者(これらの者の代理人を含む。以下、同様。))は、保険契約の締結後、次の各号のいずれかに該当する事実が発生した場合には、遅滞なく本会に通知しなければならない。

- (1) 都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき
- (2) 契約者構成員が住所または通知先を変更したとき

第15条(告知義務違反による解除)

1. 契約者構成員または被保険者が、第13条の規定により本会が告知を求めた事項について、故意または重大な過失により、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、本会は、将来に向けて保険契約を解除することができる。
2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、保険契約を解除することができる。この場合、本会は保険金を支払わない。また、すでに保険金を支払っていたときは、本会は、その全額の返還を請求することができる。
3. 前項の規定にかかわらず、保険金の支払事由の発生が解除の原因となった事実によらなかったときは、本会は、保険金を支払う。
4. 保険契約の解除は、契約者構成員に対する通知により行う。

第16条(告知義務違反による解除ができない場合)

- 本会は、次のいずれかの場合には、前条の規定による解除をすることができない。
- (1) 本会が、保険契約締結の際、解除の原因となる事実を知っていたときまたは過失により知らなかったとき
 - (2) 本会のために保険契約の締結の媒介を行うことができる者(保険者のために保険契約の締結の代理を行うことができる者を除く。以下、「保険媒介者」という。))が、契約者構成員または被保険者が解除の原因となる事実の告知をすることを妨げたとき
 - (3) 保険媒介者が、契約者構成員または被保険者に対して、解除の原因となる事実の告知をしないことまたは事実でないことの告知をすることを勧めたとき
 - (4) 本会が解除の原因を知った日の翌日から起算して1か月を経過したとき
 - (5) 保険契約が初年度契約の契約日から起算して2年を超えて有効に継続したとき

第17条(重大事由による解除)

1. 本会は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には保険契約を将来に向けて解除することができる。
 - (1) 契約者構成員が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (2) 従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。
 - (3) この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。
 - (4) 前三号に掲げるもののほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする前三号に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

2. 本会は、保険金の支払事由が生じた後でも、前項の規定によってこの保険契約を解除することができる。この場合、本会は、前項各号に定める事由の発生時以後に支払事由が生じていたときは、保険金を支払わない。また、既に保険金を支払っていたときは、その返還を請求することができる。

3. 本条による解除は、契約者構成員に対する通知によって行う。

第18条(受益資格の得喪)

本会の契約者構成員は、都道府県狩猟団体に会費を納入したときに、この保険契約による補償を受ける資格(以下、「受益資格」という。)を取得し、構成員資格を喪失したときに、受益資格を喪失する。ただし、構成員資格喪失の理由が第6条に定める自損事故又は第7条に定める疾病死亡のときは、この限りでない。

第19条(契約者構成員による保険契約の解約)

契約者構成員は、次の各号に該当する場合に、本会所定の書類により請求することで将来に向かって保険契約を解約することができるものとする。

(1) 狩猟免許の取消、効力の停止、失効

(2) 狩猟者登録の抹消、取消

第20条(保険料の返戻 - 契約者構成員による解約の場合)

前条の規定により保険契約を解約する場合、既に払い込まれた保険料から、解約日における既経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻する。

第21条(損害防止義務)

被保険者は、事故が発生したときは、損害の拡大を防止し、これを軽減する義務を負い、故意又は重大な過失によってこれを怠ったときは、本会は、保険責任を負わないことがある。

第22条(事故発生概況報告)

1. 契約者構成員または被保険者は、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、都道府県猟友会長を経由して、事故発生概況報告をしなければならない。

2. 契約者構成員または被保険者が正当な理由なく前項の報告を怠ったときは、本会は保険金支払の責に任じないことがある。

第23条(保険金の請求)

本普通保険約款に基づき、被保険者または被保険者の遺族が保険金を請求する場合は、事故発生後1ヶ年以内に別表4に定める書類および本会が必要に応じて求めるその他の書類を本会に提出しなければならない。

第24条(保険金の支払時期)

1. 本会は、保険金の請求をうけたときは、審査委員会で済金の給付額を裁定し、当該請求書を受理した日から90日以内に都道府県猟友会長を経由して、被保険者又はその遺族に保険金を給付する。

2. 前項の確認をするため、特別な照会または調査が不可欠な場合には、前項の規定にかかわらず、当会は、確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を被保険者会員または保険金受取人に対して通知するものとする。

3. 前条及び前項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者会員または保険金受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかった場合(必要な協力を行わなかった場合を含む。)には、これにより確認が遅延した期間については、第1項の期間に算入しないものとする。

第25条(保険金支払後の保険契約)

第5条により支払う保険金の額が限度額に到達した場合でも、保険契約は消滅しない。

第26条(保険契約の更新)

1. 本会は、契約者構成員に対して、保険期間の満了日までに更新前契約の満了および更新について通知する。

2. 契約者構成員は、契約を更新しない場合、もしくは契約内容の変更(第13条に定める告知事項の変更を含む。)を求める場合には、保険期間の満了日までに本会へ通知しなければならない。

3. 契約者構成員から前項の通知がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、本会は、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、更新前の保険契約内容と同一の内容で更新する。

4. 更新後の契約については、更新日における普通保険約款その他の規定および保険料率を適用する。

5. 本条の規定により保険契約を更新した場合、本会は、契約者構成員に対して保険契約証等を交付する。

第27条(更新時における保険料の増額または保険金の減額等)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険契約の更新に際して、行政庁の認可を得て、次の変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

(1) 保険料を増額しまたは保険金額を減額すること

(2) 保険契約の更新を行わないこと

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、その対象となる保険契約の保険期間満了の日の2ヶ月前までに契約者構成員に通知する。

第28条(保険金の減額)

1. 第4条第1項に定める他損事故の被害者が本会の構成員である場合、第8条の事由に該当しない場合であっても、当該被害者である構成員に次に定める重大な過失が認められるときは、本会は支払うべき保険金の額から、審査委員会の裁定基準に従い5%の額を上限として(ただし200万円を限度とする。)減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの(以下、「獵服等」という。)の双方またはその一方を着用していなかった場合。

2. 第4条第1項および第2項の事故の際に、被保険者構成員が次に定める順守義務違反が認められる場合、本会は当該被保険者構成員に支払うべき保険金の額から、10万円を限度として別表5に定める金額を減額することができる。

(1) 狩猟等の行為中には本会が配布した帽子とベスト又はこれと同等程度の識別効果のあるもの双方またはその一方を着用していなかった場合。

第29条(保険期間中の保険料の増額または保険金の削減)

1. 本会は、その業務または財産の状況に照らして、特定保険業の継続が困難になる蓋然性がある場合には、本会の定めるところにより、保険期間中において、行政庁の認可を得て、保険料を増額しまたは保険金額を減額する変更(以下、この条において「契約条件の変更等」という。)を行うことがある。

2. 前項に定める契約条件の変更を行う場合、本会は契約条件の変更等の内容につき、特別の事情がある場合を除き、行政庁の認可を取得したのちただちに、その対象となる保険契約の契約者構成員に通知する。

3. 保険金給付に充当すべき額は、行政庁の承認を得てこれを定め、本会がこの普通保険約款に基づき給付する保険金の給付総額は、保険期間を通じ責任準備金の額をもって限度とする。

第30条(保険金の裁定についての異議申立)

1. 保険金の裁定に不服のある契約者構成員または保険金の受取人は、裁定通知をうけた日から30日以内に、本会に対し異議の申し立てをなし、再審査を請求することができる。

2. 本会は、審査委員会において異議の申立理由の存否を判断し、理由がなければ棄却し、理由があれば、再度保険金の給付の有無並びにその金額を裁定しなければならないものとする。

第31条(保険金請求権時効)

契約者構成員は、事故が発生したときは、事故のあった日から1年以内に本会に保険金の請求をしなければならない。

ただし、やむを得ない事由がある場合には、事故のあった日から3年間に限り、保険金を請求することができるものとし、3年を経過したときは、契約者構成員は、保険金を請求する権利を失い、本会は、保険責任を負わないものとする。

第32条(再請求についての制限)

契約者構成員または保険金受取人は、同一の事故について2回以上保険金を請求することはできない。

第33条(保険金の給付順位)

1. 被保険者が第6条の事故もしくは第7条により死亡したときは、保険金はその遺族が請求し、かつ、受領する。

2. 遺族の範囲及び順位については、労働基準法施行規則第42条から45条までの規定を準用する。

第34条(受給権の処分禁止)

1. 契約者構成員は、給付を受ける権利を譲り渡し、又は担保に供することはできない。
2. 前項の規定に違反し、これを譲り渡し、又は担保に供してもこれをもって本会に対抗することができないものとする。

第35条(契約者構成員相互の事故)

契約者構成員相互の事故については、損害賠償金を支払う義務を有する被保険者のみが保険金を請求することができることとする。

第36条(訴訟の提起)

保険金給付に関する訴訟についての第一審受訴裁判所は、東京地方裁判所とする。

第37条(準拠法)

本普通保険約款に規定のない事項は、関係法令によることとする。

別表1 後遺障害給付基準(他損)

等級	後遺障害	てん補限度額
第1級	1 両眼が失明したもの 2 咀嚼及び言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、常に介護を要するもの 5 両上肢を肘関節以上で失ったもの 6 両上肢の用を全廃したもの 7 両下肢を膝関節以上で失ったもの 8 両下肢の用を全廃したもの	4,000万円
第2級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.02以下になったもの 2 両眼の視力が0.02以下になったもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、随時介護を要するもの 5 両上肢を手関節以上で失ったもの 6 両下肢を足関節以上で失ったもの	3,552万円
第3級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能を廃したのもの 3 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 4 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、終身労務に服することができないもの 5 両手の手指の全部を失ったもの	3,134万円
第4級	1 両眼の視力が0.06以下になったもの 2 咀嚼及び言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力を全く失ったもの 4 1上肢を肘関節以上で失ったもの 5 1下肢を膝関節以上で失ったもの 6 両手の手指の全部の用を廃したのもの 7 両足をリスフラン関節以上で失ったもの	2,746万円
第5級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.1以下になったもの 2 神経系統の機能又は精神に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 3 胸腹部臓器の機能に著しい障害を残し、特に軽易な労務以外の労務に服することができないもの 4 1上肢を手関節以上で失ったもの 5 1下肢を足関節以上で失ったもの 6 1上肢の用を全廃したもの 7 1下肢の用を全廃したもの 8 両足の足指の全部を失ったもの	2,358万円
第6級	1 両眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すもの 3 両耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 4 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 5 脊柱に著しい奇形又は運動障害を残すもの 6 1上肢の3大関節中の2関節の用を廃したのもの 7 1下肢の3大関節中の2関節の用を廃したのもの 8 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指を失ったもの	2,000万円

等級	後遺障害	てん補限度額
第7級	1 1眼が失明し、他眼の視力が0.6以下になったもの 2 両耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 3 1耳の聴力を全く失い、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 4 神経系統の機能又は精神に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 5 胸腹部臓器の機能に障害を残し、軽易な労務以外の労務に服することができないもの 6 1手の拇指及び示指を失ったもの又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指を失ったもの 7 1手の5の手指又は拇指及び示指を含み4の手指の用を廃したのもの 8 1足をリスフラン関節以上で失ったもの 9 1上肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 10 1下肢に仮関節を残し、著しい運動障害を残すもの 11 両足の足指の全部の用を廃したのもの 12 外貌に著しい醜状を残すもの 13 両側の睾丸を失ったもの	1,672万円
第8級	1 1眼が失明し又は1眼の視力が0.02以下になったもの 2 脊柱に運動障害を残すもの 3 1手の拇指を含み2の手指を失ったもの 4 1手の拇指及び示指又は拇指若しくは示指を含み3以上の手指の用を廃したのもの 5 1下肢を5センチメートル以上短縮したもの 6 1上肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの 7 1下肢の3大関節中の1関節の用を廃したのもの 8 1上肢に仮関節を残すもの 9 1下肢に仮関節を残すもの 10 1足の足指の全部を失ったもの	1,344万円
第9級	1 両眼の視力が0.6以下になったもの 2 1眼の視力が0.06以下になったもの 3 両眼の半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの 4 両眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 5 鼻を欠損し、その機能に著しい障害を残すもの 6 咀嚼及び言語の機能に障害を残すもの 7 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 8 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になり、他耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 9 1耳の聴力を全く失ったもの 10 神経系統の機能又は精神に障害を残し、服することができる労務が相当な程度に制限されるもの 11 胸腹部臓器の機能に障害を残し、服することのできる労務が相当な程度に制限されるもの 12 1手の拇指を失ったもの、示指を含み2の手指を失ったもの又は拇指及び示指以外の3の手指を失ったもの 13 1手の拇指を含み2の手指の用を廃したのもの 14 1足の第1の足指を含み2以上の足指を失ったもの 15 1足の足指の全部の用を廃したのもの 16 外貌に相当な醜状を残すもの 17 生殖器に著しい障害を残すもの	1,044万円
第10級	1 1眼の視力が0.1以下になったもの 2 咀嚼又は言語の機能に障害を残すもの 3 14歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 4 両耳の聴力が1メートル以上の距離では普通の話声を解することが困難である程度になったもの 5 1耳の聴力が耳に接しなければ大声を解することができない程度になったもの 6 1手の示指を失ったもの又は拇指及び示指以外の2の手指を失ったもの 7 1手の拇指の用を廃したのもの、示指を含み2の手指の用を廃したのもの又は拇指及び示指以外の3の手指の用を廃したのもの 8 1下肢を3センチメートル以上短縮したもの 9 1足の第1の足指又は他の4の足指を失ったもの 10 1上肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの 11 1下肢の3大関節中の1関節の機能に著しい障害を残すもの	806万円
第11級	1 両眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの 2 両眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの 3 1眼のまぶたに著しい欠損を残すもの 4 10歯以上に対し歯科補綴を加えたもの 5 両耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの 6 1耳の聴力が40センチメートル以上の距離では普通の話声を解することができない程度になったもの 7 脊柱に奇形を残すもの 8 1手のなか指又はくすり指を失ったもの	598万円

等級	後遺障害	てん補限度額
第11級	9 1手の示指の用を廃したものの又は拇指及び示指以外の2の手指の用を廃したものの	598万円
	10 1足の第1の足指を含み2以上の足指の用を廃したものの	
	11 胸腹部臓器に障害を残すもの	
第12級	1 1眼の眼球に著しい調節機能障害又は運動障害を残すもの	418万円
	2 1眼のまぶたに著しい運動障害を残すもの	
	3 7歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	4 1耳の耳殻の大部分を欠損したものの	
	5 鎖骨、胸骨、肋骨、肩甲骨又は骨盤骨に著しい奇形を残すもの	
	6 1上肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	7 1下肢の3大関節中の1関節の機能に障害を残すもの	
	8 長管骨に奇形を残すもの	
	9 1手のなか指又はくすり指の用を廃したものの	
	10 1足の第2の足指を失ったもの、第2の足指を含み2の足指を失ったもの又は第3の足指以下の3の足指を失ったもの	
	11 1足の第1の足指又は他の4の足指の用を廃したものの	
	12 局部に頑固な神経症状を残すもの	
	13 外貌に醜状を残すもの	
第13級	1 1眼の視力が0.6以下になったもの	268万円
	2 1眼に半盲症、視野狭窄又は視野変状を残すもの	
	3 両眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	
	4 5歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	5 1手の小指を失ったもの	
	6 1手の拇指の指骨の一部を失ったもの	
	7 1手の示指の指骨の一部を失ったもの	
	8 1手の示指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9 1下肢を1センチメートル以上短縮したものの	
	10 1足の第3の足指以下の1又は2の足指を失ったもの	
	11 1足の第2の足指の用を廃したものの、第2の足指を含み2の足指の用を廃したものの又は第3の足指以下の3の足指を廃したものの	
第14級	1 1眼のまぶたの一部に欠損を残し又はまつげはげを残すもの	150万円
	2 3歯以上に対し歯科補綴を加えたもの	
	3 1耳の聴力が1メートル以上の距離では小声を解することができない程度になったもの	

第14級	4 上肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	150万円
	5 下肢の露出面に手のひらの大きさの醜いあとを残すもの	
	6 1手の小指の用を廃したものの	
	7 1手の拇指及び示指以外の手指の指骨の一部を失ったもの	
	8 1手の拇指及び示指以外の手指の末関節を屈伸することができなくなったもの	
	9 1足の第3の足指以外の1又は2の足指の用を廃したものの	
	10 局部に神経症状を残すもの	

(上記表中用語：拇指→おや指 示指→ひとさし指)

【補足】

- 視力の測定は、万国式試視力表による。屈折異常のあるものについては、矯正視力について測定する。
- 手指を失ったものとは、拇指は指関節、その他の手指は第1関節以上を失ったものをいう
- 手指の用を廃したものと、手指の末節の半分以上を失い、または中手指関節もしくは第1指関節(拇指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 足指を失ったものとは、その全部を失ったものをいう。
- 足指の用を廃したものと、第1の足指は末節の半分以上、その他の足指は末関節以上を失ったもの又は中足指関節もしくは第1指関節第1の足指にあっては、指関節)に著しい運動障害を残すものをいう。
- 各等級の後遺障害に該当しない後遺障害であって、各等級の後遺障害に相当するものは、当該等級の後遺障害とする。
- 身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害の該当する等級による。しかし、下記に掲げる場合においては、等級を次の通り繰り上げる。
 - (a) 第13級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害1級を繰り上げる。ただし、それぞれの後遺障害に該当する共済金額の合算額が繰り上げ後の後遺障害の共済金額を下回るときは、前記合算額を採用する。
 - (b) 第8級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体障害2級を繰り上げる。
 - (c) 第5級以上に該当する身体障害が2以上あるときは、重い方の身体傷害3級を繰り上げる。
- 既に身体障害のあった者がさらに同一部位について障害の程度を加重したときは、加重後の等級に応ずる共済金額から既にあった障害の等級に応ずる共済金額を控除した金額を共済金額とする。

別表2 部位症状別給付日数 (自損)

症状	部位 (単位:日)											
	頭部	顔面部				頸部	胸部、腹部、背部、腰部または臀部		上肢		下肢	
		眼、耳、歯牙を除く顔面部	眼	耳	歯牙		胸腹部(含、胸骨、肋骨、肩甲骨)	背部、腰部、臀部(含、腸骨)	手指を除く上肢	手指	足指を除く下肢	足指
打撲、ねん挫、挫傷、擦過傷、筋・腱の不全断裂	7	14	14	7	—	7	7	7	7	7	7	
挫創または挫減創(含、動物による咬傷)	14	14	—	14	—	14	14	14	14	14	14	
骨折または脱臼	60	21	—	—	—	60	21	60	35	21	42	35
欠損または切断	—	21	—	14	7	—	—	—	60	21	70	30
筋または腱の断裂(完全に切断された状態)	—	—	—	—	—	—	—	—	35	21	35	14
神経(脊髄を除く)の損傷または断裂	120	42	60	—	—	70	—	70	35	21	35	14
脊髄の損傷または断裂	—	—	—	—	—	120	—	120	—	—	—	—
頭蓋内の内出血もしくは血腫または眼球の内出血もしくは血腫	60	—	21	—	—	—	—	—	—	—	—	—
臓器の損傷もしくは破裂または鼓膜、眼球の損傷もしくは破裂	—	—	30	14	—	—	60	—	—	—	—	—
熱傷	5	5	—	5	—	5	5	5	5	5	5	5
アレルギー、その他	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5	5

(注1)表中の各症状に該当しない傷害であっても、各症状に相当すると認められるものについては、身体の障害の程度に応じ、それぞれの相当する症状に該当したものとみなす。

(注2)同一事故により被った傷害の部位及び症状が表中の複数の項目に該当する場合、それぞれの部位及び症状に適用されるべき日数のうち最も多い日数に該当する部位および症状に対してのみ保険金を給付する。

■別表3 後遺障害給付基準(自損)

区 分	てん補限度額
1.眼の障害	単位:万円
(1) 両眼が失明したとき	300
(2) 片目が失明したとき	180
(3) 片目の視力が著しく低下したとき	15
2.耳の障害	
(1) 両耳の聴力を全く失ったとき	240
(2) 片耳の聴力を全く失ったとき	90
(3) 片耳の聴力が著しく低下したとき	15
3.鼻の障害	
(1) 鼻の機能に著しい障害を残すとき	60
4.咀嚼、言語の障害	
(1) 咀嚼又は言語の機能を全く失ったとき	300
(2) 咀嚼又は言語の機能に著しい障害を残すとき	105
5.外貌(顔面、頭部、頸部)	
(1) 外貌に著しい醜状を残すとき	45
(2) 外貌に醜状(顔面においては直径2cmの癩痕、長さ3cmの線状痕程度をいう。)を残すとき	9
6.脊柱の異常	
(1) 脊柱に著しい奇形または著しい運動障害を残すとき	120
(2) 脊柱に運動障害を残すとき	90
(3) 脊柱に奇形を残すとき	45
7.腕(手関節より上部)、脚(足関節より上部)の障害	
(1) 1腕又は1脚を失ったとき	180
(2) 1腕又は1脚の3大関節中2関節以上の機能を全く廃したとき	150
(3) 1腕又は1脚の3大関節中1関節以上の機能を全く廃したとき	105
(4) 1腕又は1脚の機能に障害を残したとき	15
8.手指の障害	
(1) 1手の拇指を指関節より上部で失ったとき	60
(2) 1手の拇指の機能に著しい障害を残すとき	30
(3) 拇指以外の1指を第2指関節より上部で失ったとき	24
(4) 拇指以外の1指の機能に著しい障害を残すとき	15
9.足指の障害	
(1) 1足の第1足指を趾関節より上部で失ったとき	30
(2) 1足の第1足指の機能に著しい障害を残すとき	24
(3) 第1足指以外の1足指を第2趾関節より上部で失ったとき	15
(4) 第1足指以外の1足指の機能に著しい障害を残すとき	9
10.その他身体の著しい障害により終身自用を弁ずることができないとき	300
11.上記1.から10.以外の障害であって、残された症状が将来においても回復できない重大な障害に至ったもの、または身体の一部の欠損については、医師の診断書等により慎重に審査し、決定する。	—

■別表4 保険金請求書類

請求する保険金の種類	必要書類
他損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・被害者の診療明細書 ・被害者の事故発生時の前年度における所得を証する書面 ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・猟犬の咬傷による場合は、当該猟犬についての届出書
自損事故保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し) ・後遺障害の場合は、当該後遺障害確定時における医師の後遺障害診断書 ・鳥獣捕獲中に発生した第6条の事故(親族に対する他損事故)の場合、鳥獣捕獲許可証もしくは従事者証
狩猟行為中疾病死亡保険金	<ul style="list-style-type: none"> ・保険金請求書 ・医師診断書(死亡の場合、死亡診断書又は死体検案書) ・所属猟友会長の証明書 ・死亡の場合は死亡者の相続人を確知しうる戸籍謄本 ・狩猟者登録証の写し(鳥獣捕獲行為中の事故については「許可証」もしくは「従事者証」、射撃場での事故については「銃の所持許可証」の写し)

■別表5 保険金から減額する金額

第28条第2項の規定により保険金から減額する金額は以下のとおりとする。

順守義務違反の内容	保険金から減額する金額
配布ベスト及び帽子又はこれと同等程度の識別効果のあるベスト又は帽子の双方を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額(但し、10万円を限度とする。以下、同様)の100%
上記ベストを着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の70%
上記帽子を着用していなかった場合	支払うべき保険金に10%を乗じて得た金額の30%

狩猟事故共済 重要事項説明

1. 商品の仕組みおよび引受条件等

(1) 商品の仕組み

この保険は、被保険者(補償の対象者)が狩猟中等の対象事故により、他人に怪我をさせた場合や、自身が負傷した場合、あるいは狩猟中に疾病により死亡した場合に共済保険金をお支払いします。

(2) 補償内容

*本共済保険はその発足趣旨等から、基本的に'狩猟行為中'(猟場に足を踏み入れたときから、猟場から足を踏み出したときまで)の事故に補償対象を限定しているなど、支払可否や支払基準、支払方法等について損害保険会社のハンター保険等とは種々相違があることにご留意下さい。

①<他損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、または第1種狩猟登録者である被保険者については狩猟行為中の事故のほか、銃刀法に定める許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する事故において、過失によって他人の生命又は身体を害し、法律上の損害賠償責任を負担することによって被った損害に対して保険金額を限度に保険金をお支払いします。

②<自損事故>被保険者が狩猟行為中の事故において、自身の生命・身体を害したとき、保険金額を限度に保険金をお支払いします。

*事前の'見切り'(下見)は、狩猟行為中とは見做されません。(但し、有害捕獲に関わる行政、自治体からの依頼・要請・指示を除く)

*猟場以外(処理場、解体作業場等や、林道などの公道上等)での事故は、狩猟行為中とは看做されず、支払対象とはなりません。

*傷害保険金の認定(給付対象)日数は、実際の入通院実績等に関わらず、受傷部位と症状別の一覧表示により、固定化しています。

③<狩猟中疾病死亡>被保険者が狩猟行為中に事故以外の原因により発症し、7日以内に死亡したときに保険金をお支払いします。

④【保険金をお支払いできない主な場合】次のいずれかの事由によって生じた事故については、本会は、保険金をお支払いしません。

a)被保険者の故意又はこれと同視し得る重大な過失によって生じた事故

b)法令で禁止されている場所における狩猟行為中に生じた事故

*当日の猟の途中や猟場の移動中等でも、理由の如何、自損・他損を問わず、共済保険では公道上での事故は支払対象とはなりません。

c)法令によって定められた狩猟期間又は時間外における狩猟行為中に生じた事故

d)被保険者が狩猟者登録又は鳥獣捕獲許可を受けずに鳥獣の捕獲を行っている間に生じた事故

*行政等公的機関からの要請・依頼等による緊急捕獲出動時の事故については、その要請・依頼等の事実を証する書面の提出が必須です。

e)被保険者が銃刀法に定める許可(以下、「所持の許可」という。)を受けずに所持する銃器によって生じた事故

f)被保険者が所持の許可を受けていない者に譲渡又は貸与した銃器によって生じた事故

g)狩猟に使用する舟以外の交通乗用具に搭乗走行中(所持の許可を受けて所持する銃器の発射(含、暴発)に起因する他損事故を除く)の事故

*スノーモービルは交通乗用具と解され、搭乗走行中の事故は支払対象とはなりません。

h)地震、噴火、洪水、津波その他これに類似する自然現象に起因する事故

i)被保険者の使用する猟犬の咬傷による他損事故(当該猟犬の咬傷による他損事故で、過去に保険金の給付を行なっている場合に限り)

(3) 保険期間・保険の更新について

①中途契約者を除き、原則として1年間(狩猟期の始期日から翌年の狩猟期の始期日の前日まで)。中途契約者も保険期間の終期は同一です。

②契約者(=被保険者)または一般社団法人日本猟友会のどちらか一方より書面で別段の意思表示がなく、更新契約にかかる保険料が払い込まれた場合、保険期間満了日の属する年度の狩猟期間の始期を更新日として、原則として更新前の保険契約内容と同一の内容で更新します。

(4) 引受条件

この共済保険は、保険金額(てん補限度額)が、①<他損事故>(被害者1名につき)4,000万円、②<自損事故>(1事故につき)300万円/(傷害日額)3,000円、③<狩猟中疾病死亡>100万円、で固定、かつ①~③の3種目セットでの引受のみとなります。

2. 保険料及び保険料払込方法

この共済保険の保険料は、第1種狩猟登録者が1500円、それ以外の狩猟登録者が750円で、払込方法は契約時に(本会会費に包含される形で)現金一括払となります。

3. 満期返れい金・契約者配当金

この共済保険には満期返れい金、契約者配当金はありません。

4. 契約申込の撤回等(クーリングオフ)

この共済保険の保険期間は1年であることから、契約申込後に契約の撤回または解除(クーリングオフ)を行うことはできません。

5. 告知義務・通知義務等

(1) 加入時における注意事項(告知義務-加入申込票の記載上の注意事項)

被保険者(保険の対象となる方)が、他に同種の保険契約(ハンター保険等)を締結している場合には、必ずその内容をご申告下さい。

(2) 加入後における注意事項(通知義務等)

保険契約の締結後、①都道府県狩猟団体の構成員資格を喪失したとき、

②契約者構成員が住所または通知先を変更したとき、のいずれかの場合には遅滞なく本会に通知して下さい。また、事故が発生したときは、事故のあった日から30日以内に、事故発生報告をして下さい。

6. 補償の開始時期

始期日の午前0時に補償を開始します。保険料を払込みいただけない場合には、保険期間が始まった後であっても保険金をお支払いできません。

7. 保険金をお支払いしない主な場合等(主な免責事由)

(1) 保険金をお支払いしない主な場合

上記1.-(2)-(4)【保険金をお支払いできない主な場合】をご参照下さい。

(2) 重大事由による解除

以下の①~④の事由により本会がご契約を解除した場合には、それらの事由が生じた時から解除がなされた時まで発生した傷害に対しては、保険金をお支払いしません。

①被保険者が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

②従たる被保険者または保険金の受取人が、この保険契約の保険金を搾取する目的または他人に搾取させる目的で事故招致(未遂を含む。)した場合。

③この保険契約の保険金の請求に関し、その受取人に詐欺行為(未遂を含む。)があった場合。

④上記①~③のほか、本会の被保険者または保険金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約の存続を困難とする上記①~③に定める事由と同等の重大な事由がある場合。

8. 保険料の払込猶予期間等の取扱い

この保険の保険料の払込方法は、都道府県狩猟団体を通じての現金一括払い(本会会費の中に上記2.の保険料も包含)のみの取扱いにて、払込み猶予期間等は設定しておりません。

9. 解約と解約返れい金

狩猟免許の取消、効力の停止、失効や狩猟者登録の抹消、取消の場合には、将来に向かってのご契約の解約が可能です。また、その場合、解約日における既経過期間未経過期間に応じた月割りで計算した金額を返戻します。死亡保険金をお支払いするケガによって、被保険者が死亡された場合は、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。

10. 共済保険事業破綻時等の取扱い

本共済保険事業の経営が破綻した場合には、保険金の支払いや解約時の返還保険料などの支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。

11. 個人情報の取扱いについて

本契約に関する個人情報を本契約の履行のために取得・利用し、業務委託先等に提供を行う場合があります。なお、保健医療等の特別な非公開情報(センシティブ情報)については、保険業法施行規則により限定された目的以外の目的に利用しません。

「ポスターの^{ひと}女性」紹介



平成29年度
**狩猟免許
事前講習会**
第1種/第2種 銃猟
網猟・わな猟

ハンター：上野朱音（第1種銃猟免許保有、猟友会会員）

（一社）大日本猟友会

今年度の狩猟免許事前講習会のポスターのモデルは、上野朱音（あかね）さんです。猟友会会員である上野さんのことは、テレビ出演や雑誌掲載などでご存じの方も多いと思われます。

今年から、ハンティングやジビエの普及などのために、大日本猟友会の広報活動に協力していただけることになりました。

因みに、上野さんが着用しているのは新デザインのベスト（Sサイズ）と帽子です。（但し、試作品段階での撮影でしたのでポケットの形などが少し違っています。）

上野さんのプロフィール

神奈川県猟友会所属。2013年第1種銃猟免許、猟銃所持許可を取得。

レストランシェフ、ガンスミスなど多方面で活動中。狩猟で山に入ることを契機に、最近はトレイルランを始め、国内外のアドベンチャーレースなどに挑戦中。

上野さんからのひと言

最初は美味しい野生鳥獣の料理を食べたことがきっかけで狩猟を始めました。狩猟免許の勉強を進めている時に現在の深刻な獣害について知り、自分も微力ながら獣害問題に取り組んでいくとともに、地産の美味しいジビエをひとりでも多くの人に知っていただきたいと思っています。

平成29年度 日猟会報（通巻第43号）

発行 平成29年9月1日

編集・発行者 一般社団法人 大日本猟友会

会長 佐々木 洋平

〒102-0073 東京都千代田区九段北3-2-11

TEL (03)3234-8080

印刷所 佐川印刷株式会社

*本紙は再生紙及び環境にやさしいインクを使用しています



鳥獣プロデータバンク

地域の鳥獣保護管理に役立つ専門家を紹介・登録します

科学的・計画的な鳥獣保護管理を推進するために、
あなたの技能が求められています。

鳥獣保護管理の専門家を登録します

人材登録事業の登録者の専門分野と各分野の役割

鳥獣保護管理
プランナー

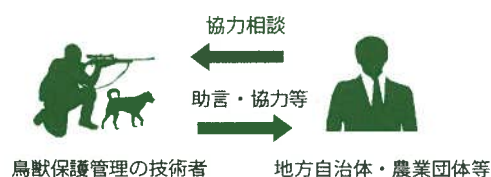
鳥獣保護管理
のための
プランニング

鳥獣保護管理
捕獲コーディネーター

鳥獣の捕獲や
鳥獣による農作物
被害対策を指導

鳥獣保護管理
調査コーディネーター

鳥獣の生息状況
などを調査



登録されると・・・

- ◆ 鳥獣保護管理人材登録のホームページに名前・専門分野・対象種・活動地域等が掲載されます。
- ◆ 「アドバイスがほしい」「研修会の講師としてきてほしい」等、地方公共団体等の申請に応じて登録者を紹介します。
- ◆ 最近では、業務の入札等の際に登録者が配置されていることが条件・加点要素になっている例があります。

応募方法は以下のURLで「登録する」をご参照ください

鳥獣保護管理に係る人材登録事業URL (環境省ホームページ内)
<https://www.env.go.jp/nature/choju/effort/effort1/effort1.html>

もしくは、

※これは求人広告のポスターではありません。
 ※この事業は、鳥獣保護管理に係る専門家に関する情報を提供するものであって、登録によって公的な資格や権利が付与されるものではありません。
 また、登録された方について活動の場を保証する制度でもありません。



銃猟は安全最優先

獲物の確認

矢先の確認

脱包の確認

足場の確認

⚠ 猟友会構成員の皆さんへ

安全狩猟に努めましょう！

近年、わな猟でイノシシに逆襲される事故が多発しています。
止めさし時などには十分注意して下さい！

また、くくりわなのワイヤーはしっかりと固定し、十分強度がある新しいワイヤーを使用しましょう！

